

河 津 町

第 10 次高齢者保健福祉計画

第 9 期介護保険事業計画

第 6 期介護給付適正化計画

(令和 6 年度～令和 8 年度)

河 津 町

令和 6 年 3 月

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
第2章 高齢者を取り巻く現状	4
1 統計からみる現状	4
2 実態調査からみる現状	16
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 基本目標	32
3 施策の体系	33
4 持続可能な開発目標（SDGs）の推進	34
5 日常生活圏域の設定	35
6 将来推計	36
第4章 施策の推進	40
基本目標1 心身ともに健康で、いきいきと活動できるまち ～健康づくり・生きがいづくりの推進～	40
基本目標2 地域全体で支えあい、すべての高齢者にやさしいまち ～支えあう地域づくりの推進～	45
基本目標3 住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまち ～福祉・介護サービスの充実～	49
第5章 計画の推進体制	96
1 情報提供	96
2 相談体制	96
3 連携体制	96
資料編	97
1 河津町高齢者保健福祉計画等策定委員会名簿	97
2 河津町高齢者保健福祉計画等策定委員会設置要綱	98

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国においては、他に類をみないスピードで高齢化が進展し、高齢者人口が増加し続けています。高齢者人口が増加することに伴い、介護ニーズが急増することが見込まれる他、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、近隣とのかかわりが希薄になる高齢者の増加など、高齢者に関する問題はより多様化していくことが予想されます。

令和5年版高齢社会白書（内閣府）によると、令和4年10月1日時点の総人口は1億2,495万人、高齢化率は29.0%とされています。また、総人口に占める65～74歳の割合は13.5%、75歳以上人口は15.5%であり、65～74歳人口を上回っています。

国においては、昭和22～24年生まれの人々を指す団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を見据え、高齢者に関する施策に取り組んできました。介護が必要となる状態になったとしても、住み慣れた地域での生活を継続できる社会を目指し、地域において住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築・推進や認知症施策の充実、医療と介護の連携、持続可能な介護保険制度など、様々な視点で高齢者施策の実施・充実に努めてきました。

本町においては、高齢者福祉に関して、令和2年度に「河津町第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画・第5期介護給付適正化計画」を策定し、高齢者を支えるための施策に取り組んできました。本町の令和5年10月1日現在の総人口は6,575人、高齢化率は43.5%と4割以上を占めており、今後もその割合は増加していくことが予想されます。

こうした社会と本町の現状を受け、本町における高齢者福祉施策の基本方向などを設定し、国の指針や本町における取り組みを踏まえ、「河津町第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画・第6期介護給付適正化計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

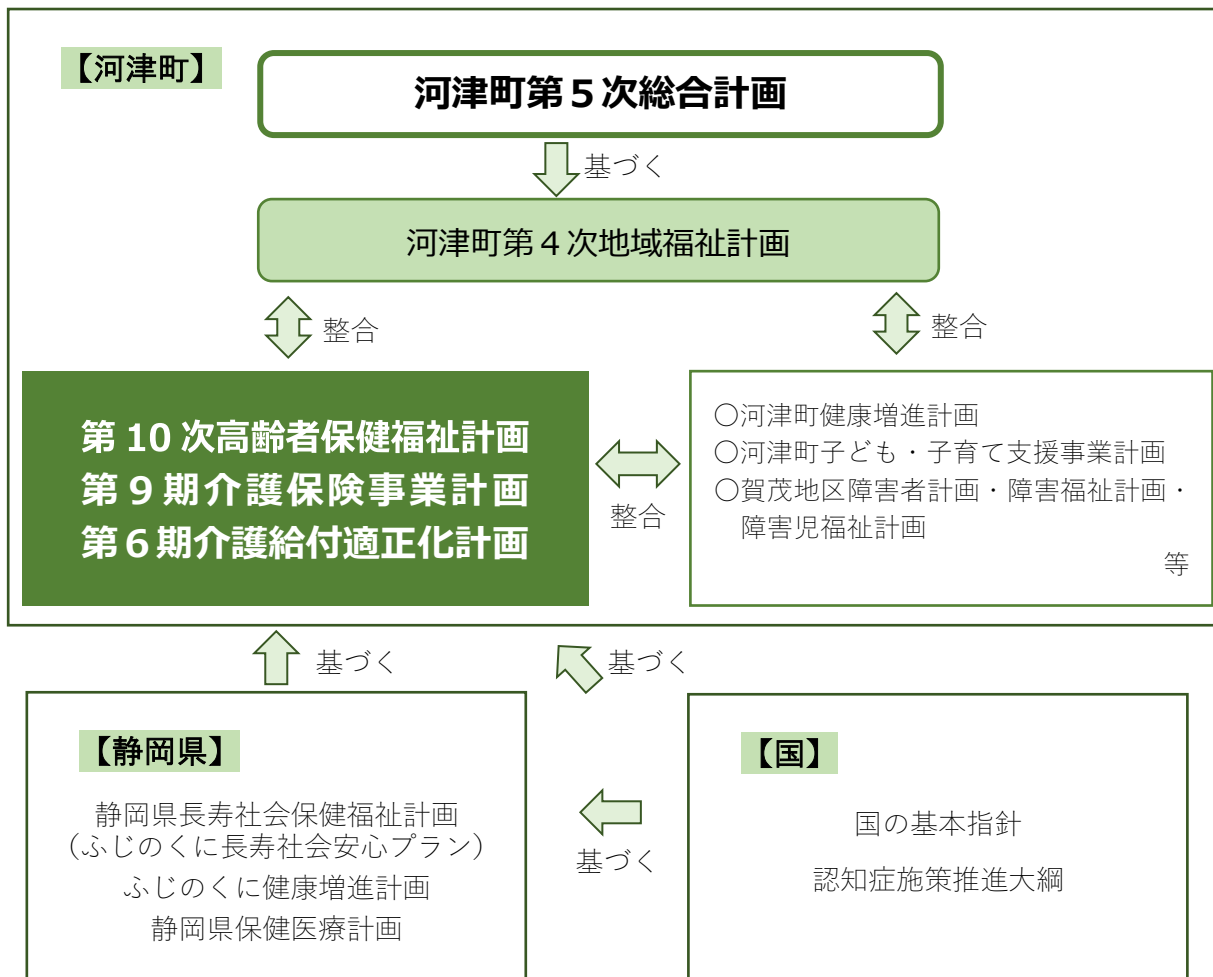
(1) 法令などの根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項によって策定を義務付けられた「老人福祉計画（＝高齢者保健福祉計画）」と、介護保険法第117条1項に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。両計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められています。

高齢者保健福祉計画は、高齢者保健福祉施策に関する基本的な計画として位置づけられています。介護保険事業計画は、介護保険事業運営に係る保険給付の円滑な実施などに関する基本的な計画として位置づけられており、計画期間中の介護サービスなどの必要量を見込み、サービスの確保と、適正な介護保険料の設定を行うものです。

(2) 他計画との関連・整合

本計画は、国や県が提示している指針や方向性に沿ったものであるとともに、本町の最上位計画である河津町第5次総合計画や河津町第4次地域福祉計画、その他の関連計画とも整合を保って策定されています。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度～令和8年度を計画期間とする3か年計画です。次期計画に向けた見直しを計画最終年度である令和8年度に予定していますが、社会情勢の変化や高齢者に関する法の改正などにより、計画期間中であっても見直す必要があると判断された場合には、計画の最終年度を待たずに見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
河津町 第9次高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画 第5期介護給付適正化計画			河津町 第10次高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画 第6期介護保険適正化計画			河津町 第11次高齢者保健福祉計画 第10期介護保険事業計画 第7期介護保険適正化計画		

4 計画の策定体制

(1) アンケートによる実態調査の実施

国が提示したアンケート調査票を基にし、町内の高齢者や介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援・要介護認定者を対象としたアンケート調査を行いました。(結果概要は16ページ)

実施期間：令和4年11月22日～令和4年12月23日

	配布数	有効回収	有効回収率
高齢者一般※調査	800人	466人	58.3%
在宅介護実態調査	150人	143人	95.3%

※高齢者一般には「在宅要支援者」「総合事業対象者」を含む

(2) 河津町高齢者保健福祉計画等策定委員会の開催

本計画の策定にあたり、河津町高齢者保健福祉計画等策定委員会を開催しました。策定委員会には、高齢者福祉や介護事業などに携わる有識者や町民代表に参加していただき、計画についての協議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対する町民からの意見を伺い、その意見を計画に反映する機会として、パブリックコメントを実施しました。

募集期間：令和6年1月12日(金)～令和6年2月9日(金)

募集方法：町のホームページ及び福祉介護課窓口にて、計画書(案)の閲覧を可能とし、郵便、ファクシミリ、電子メール、福祉介護課に直接持参で意見募集

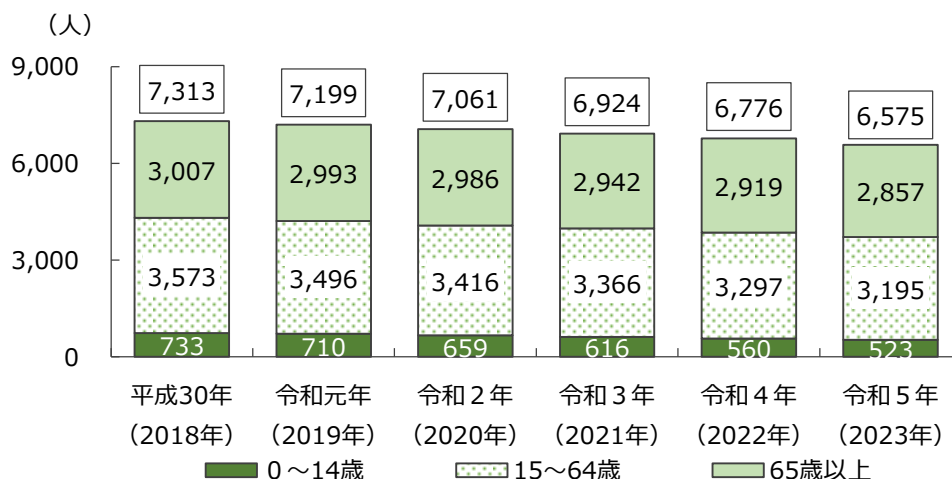
意見件数：1件

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 統計からみる現状

(1) 人口・世帯

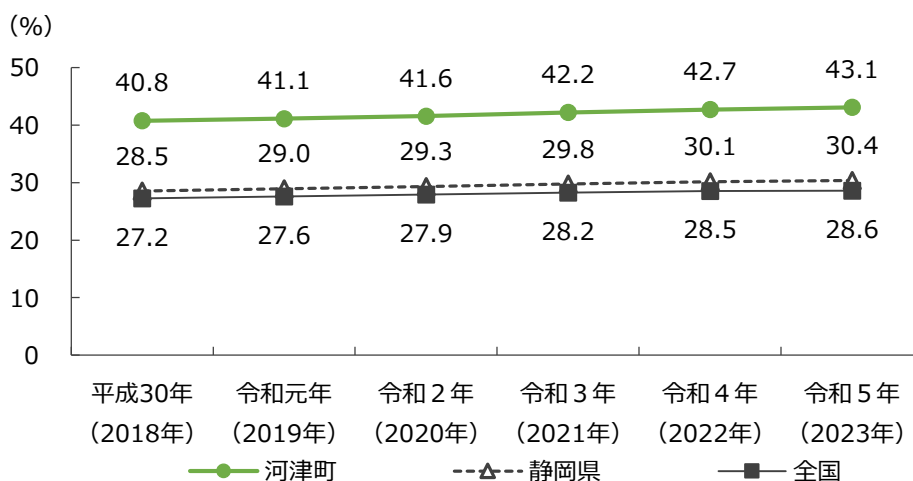
①総人口・年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

総人口・年齢3区分別人口の推移をみると、令和5年の総人口は6,575人で、内訳は0～14歳が523人、15～64歳が3,195人、65歳以上が2,857人となっています。平成30年以降、総人口は減少傾向が続いています。令和元年からその減少幅が大きくなっており、すべての年齢層において減少傾向がみられています。

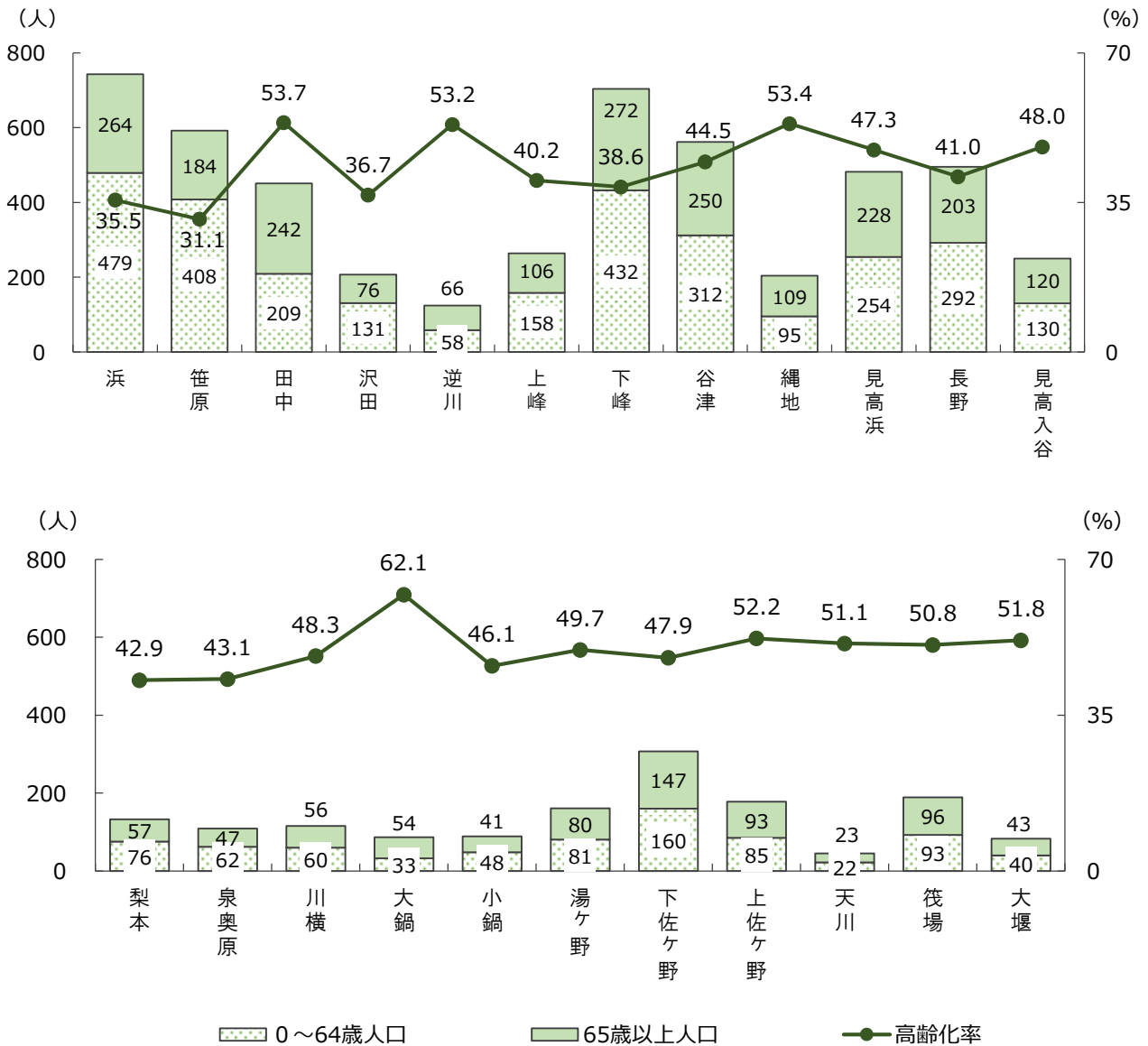
②高齢化率の推移



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日現在）

高齢化率の推移をみると、平成30年以降増加傾向が続いており、令和5年は43.1%となっています。静岡県や全国と比較すると、河津町の方が10ポイント以上高く、その差も年々わずかに拡大しており、非常に高い水準で推移しています。

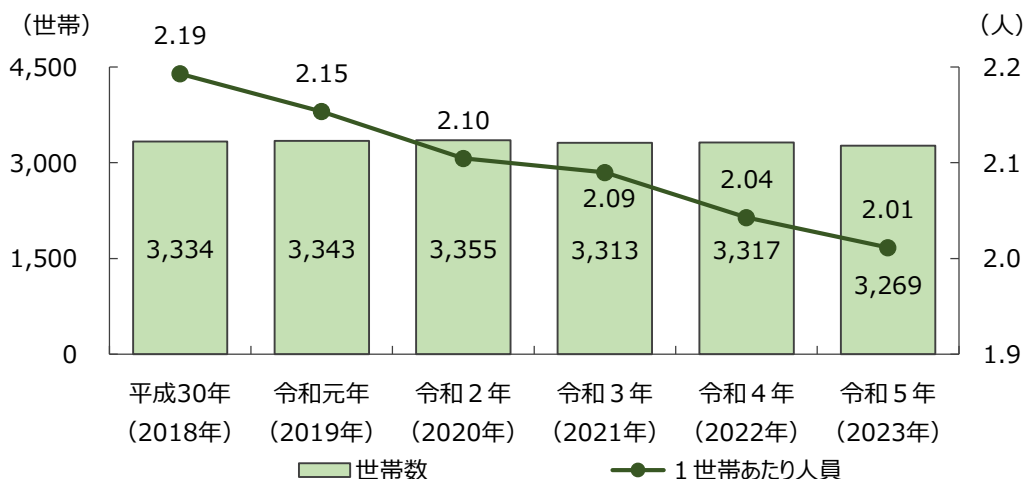
③地区別高齢者人口・高齢化率



資料：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

地区別高齢者人口・高齢化率をみると、令和5年の地区別高齢者人口は下峰地区の272人が最も多く、次いで浜地区が264人、谷津地区が250人と続いています。一方で、各地区における高齢化率は、大鍋地区の62.1%が最も高く、次いで田中地区が53.7%、縄地地区が53.4%と続いております。町内23地区のうち8地区において、町民の半数以上が高齢者となっています。

④世帯数・1世帯あたり人員の推移

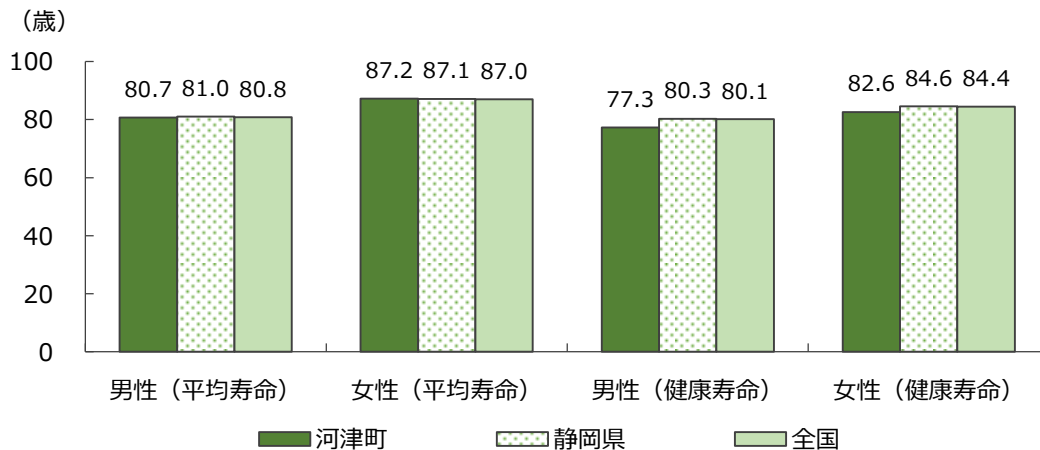


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

世帯数・1世帯あたり人員の推移をみると、令和5年の世帯数は3,269世帯で、1世帯あたり人員は2.01人となっています。世帯数は令和2年以降増減を繰り返しながらもわずかに減少傾向にあり、1世帯あたり人員は平成30年以降減少を続けています。

(2) 高齢者の健康状況

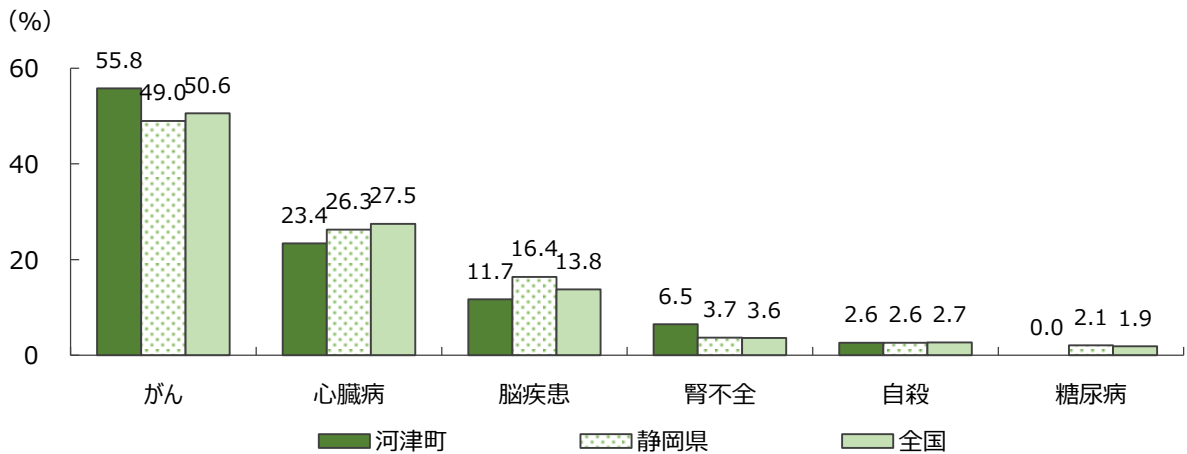
①平均寿命・健康寿命の比較



資料：「国保データベースシステム (KDBシステム)」(令和4年3月31日現在)

平均寿命を静岡県や全国と比較すると、ほとんど差異はみられません。一方で、健康寿命を静岡県や全国と比較すると、河津町は男女ともにわずかに短い傾向がみられることから、介護などを必要とする期間がやや長くなっていることがうかがえる結果となっています。

②主な死因別死亡割合の比較

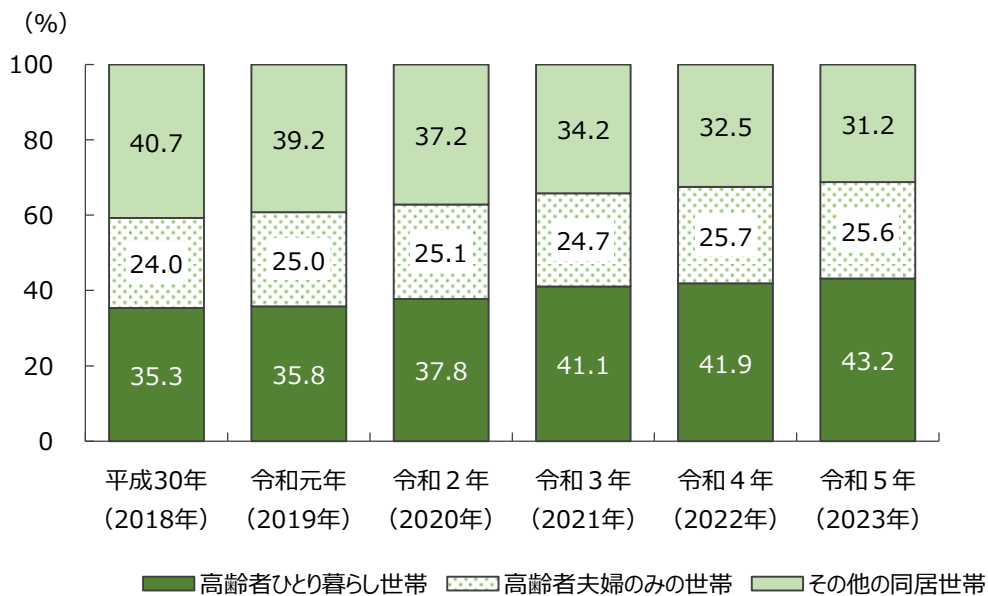


資料：「国保データベースシステム（KDBシステム）」（令和5年3月31日現在）

主な死因の死亡割合を静岡県や全国と比較すると、がんが静岡県・全国よりも5.0ポイント以上高く、腎不全は静岡県・全国より約3.0ポイント高くなっています。

(3) 支援・介護が必要な高齢者の状況

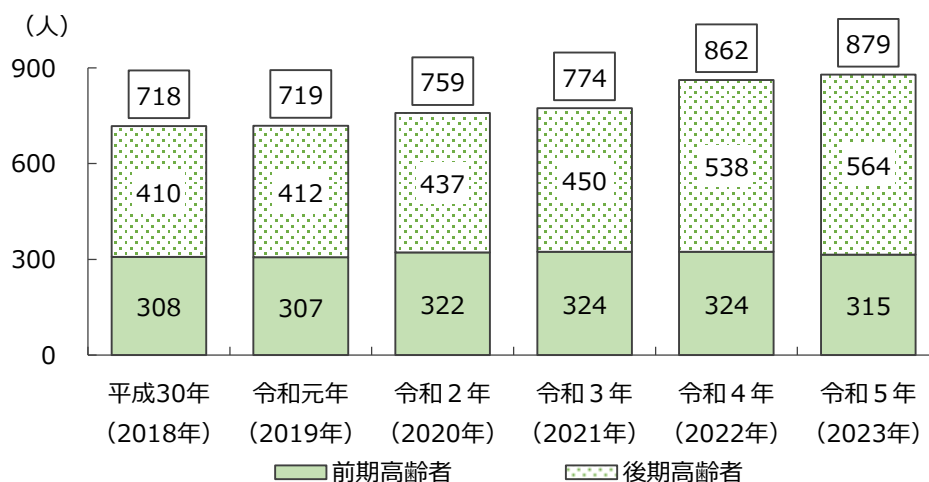
①高齢者のいる世帯割合の推移



資料：「高齢者福祉行政の基礎調査」（各年4月1日現在）

令和5年の高齢者がいる世帯の構成は、高齢者ひとり暮らし世帯が43.2%、高齢者夫婦のみの世帯が25.6%、その他の同居世帯が31.2%となっており、高齢者のいる世帯の7割弱が高齢者のみで構成された世帯となっています。経年比較をみると、高齢者ひとり暮らし世帯が増加傾向にあり、令和2年にその他の同居世帯を上回って最も多くなっています。

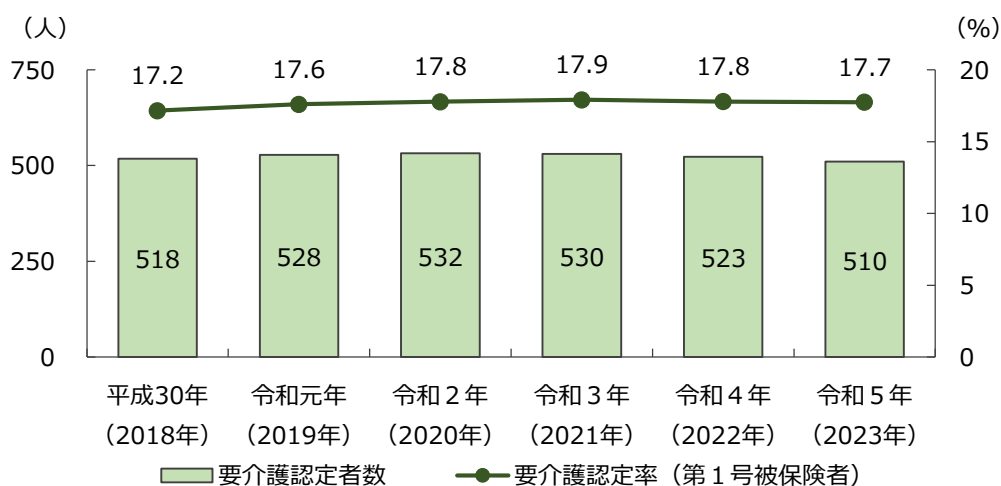
②ひとり暮らし高齢者数の推移



資料：「高齢者福祉行政の基礎調査」(各年4月1日現在)

令和5年のひとり暮らし高齢者は879人で、内訳は前期高齢者が315人、後期高齢者が564人となっています。経年比較をみると、ひとり暮らし高齢者数は増加傾向にあります。年代別でみると、前期高齢者数はほぼ横ばいなのに対し、後期高齢者数は令和4年以降大幅な増加がみられます。

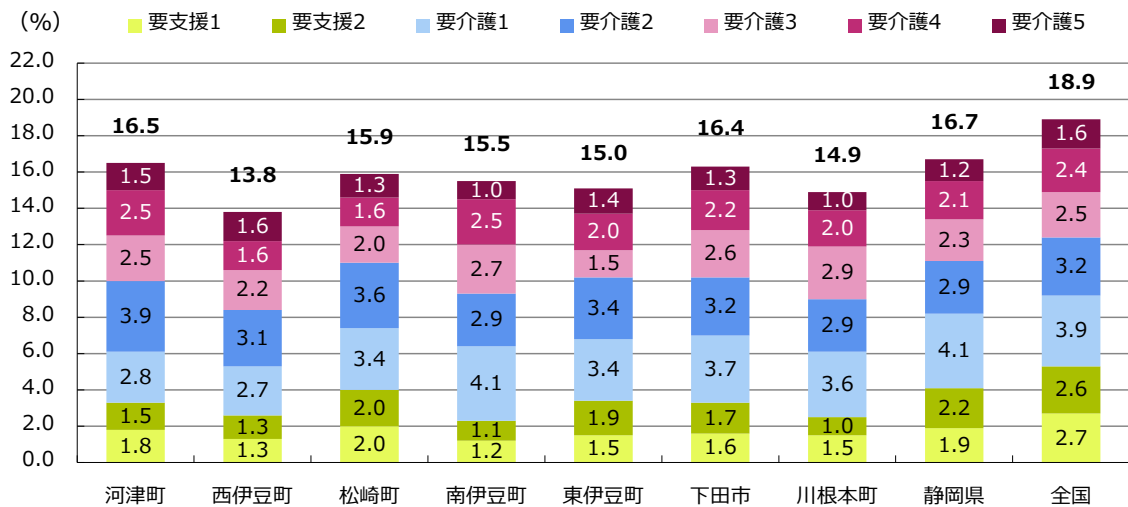
③第1号被保険者の要介護認定者数・要介護認定率の推移



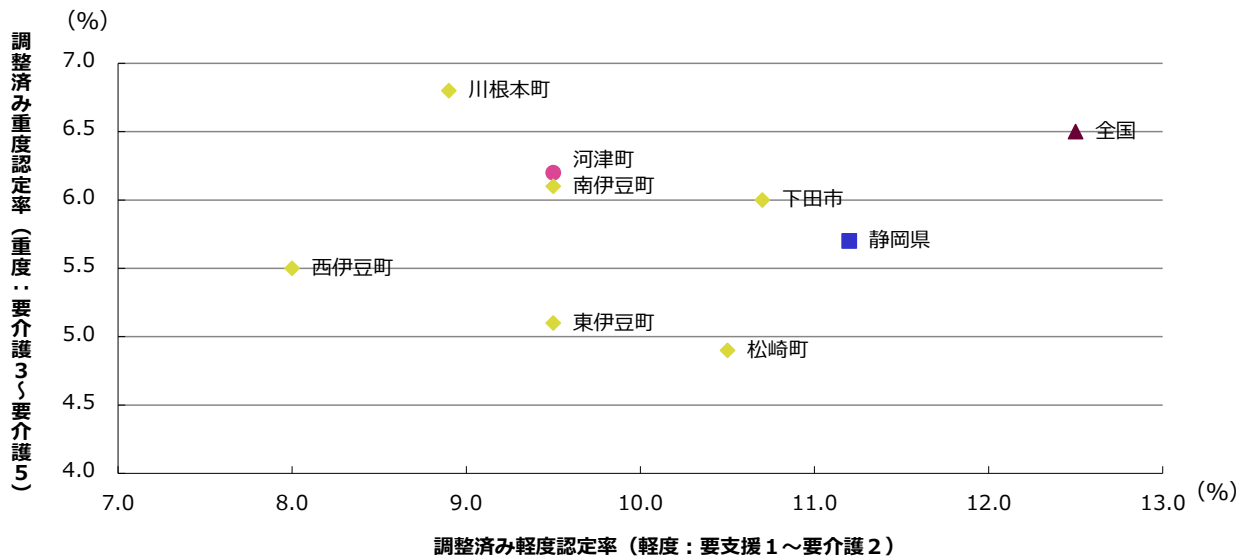
資料：介護保険事業報告月報 (各年9月末現在)

第1号被保険者の要介護認定者数・要介護認定率の推移をみると、令和5年の第1号被保険者の要介護認定者は510人で、要介護認定率は17.7%となっています。平成30年以降、要介護認定者数は令和2年をピークに減少に転じており、要介護認定率についても令和3年をピークにやや減少傾向にあります。

④調整済み認定率の比較



(時点) 令和3年(2021年)
 (出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」



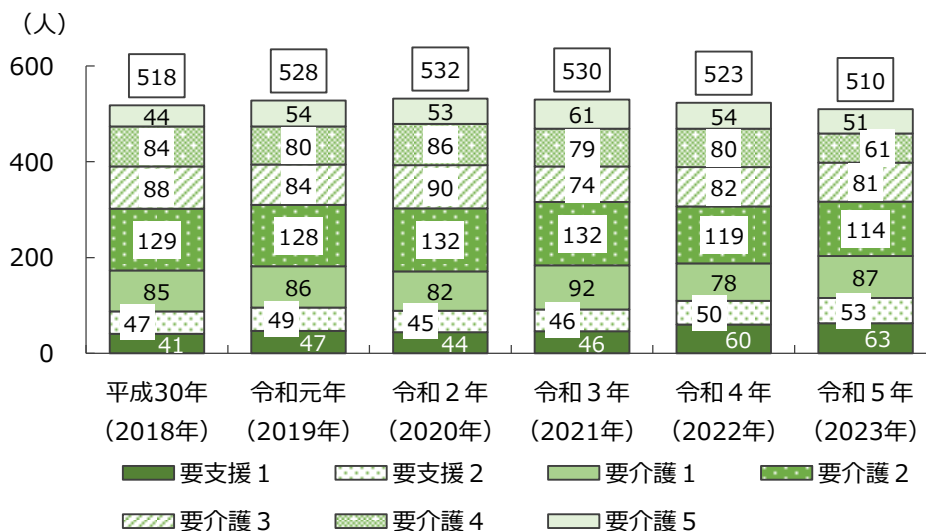
(時点) 令和4年(2022年)
 (出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、第1号被保険者の性・年齢構成の影響を除外した調整済み認定率^{*}の合計は、令和3年は16.5%となり、全国よりも2.4ポイント、静岡県よりも0.2ポイント低く、調整前の認定率の高さは性・年齢構成が影響していることがうかがえます。

要支援1～要介護2の軽度と要介護3以上の重度の2区分でみると、軽度は、全国及び静岡県よりも低く、近隣自治体等の中では3番目に低く、南伊豆町・東伊豆町と並んでいます。重度は、全国よりは低く、静岡県よりは高くなっており、近隣自治体等の中では川根本町に次いで2番目に高くなっています。

^{*}調整済み認定率:「どの地域も第1号被保険者の性・年齢構成が全国平均と全く同一である」と仮定して計算した場合の認定率。

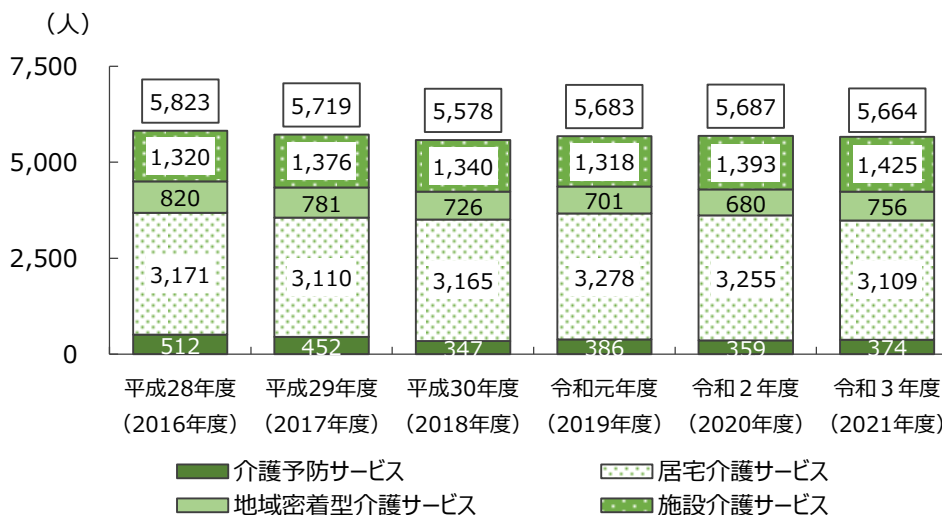
⑤第1号被保険者の要介護度別要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業報告月報（各年9月末現在）

第1号被保険者の要介護度別要介護認定者数の推移をみると、令和5年の第1号被保険者の要介護認定者は510人で、内訳は要介護2が114人と最も多く、要介護1が87人、要介護3が81人などとなっています。平成30年以降、要支援1・要支援2・要介護5が増加傾向にあり、要介護2・要介護3・要介護4が減少傾向にあります。

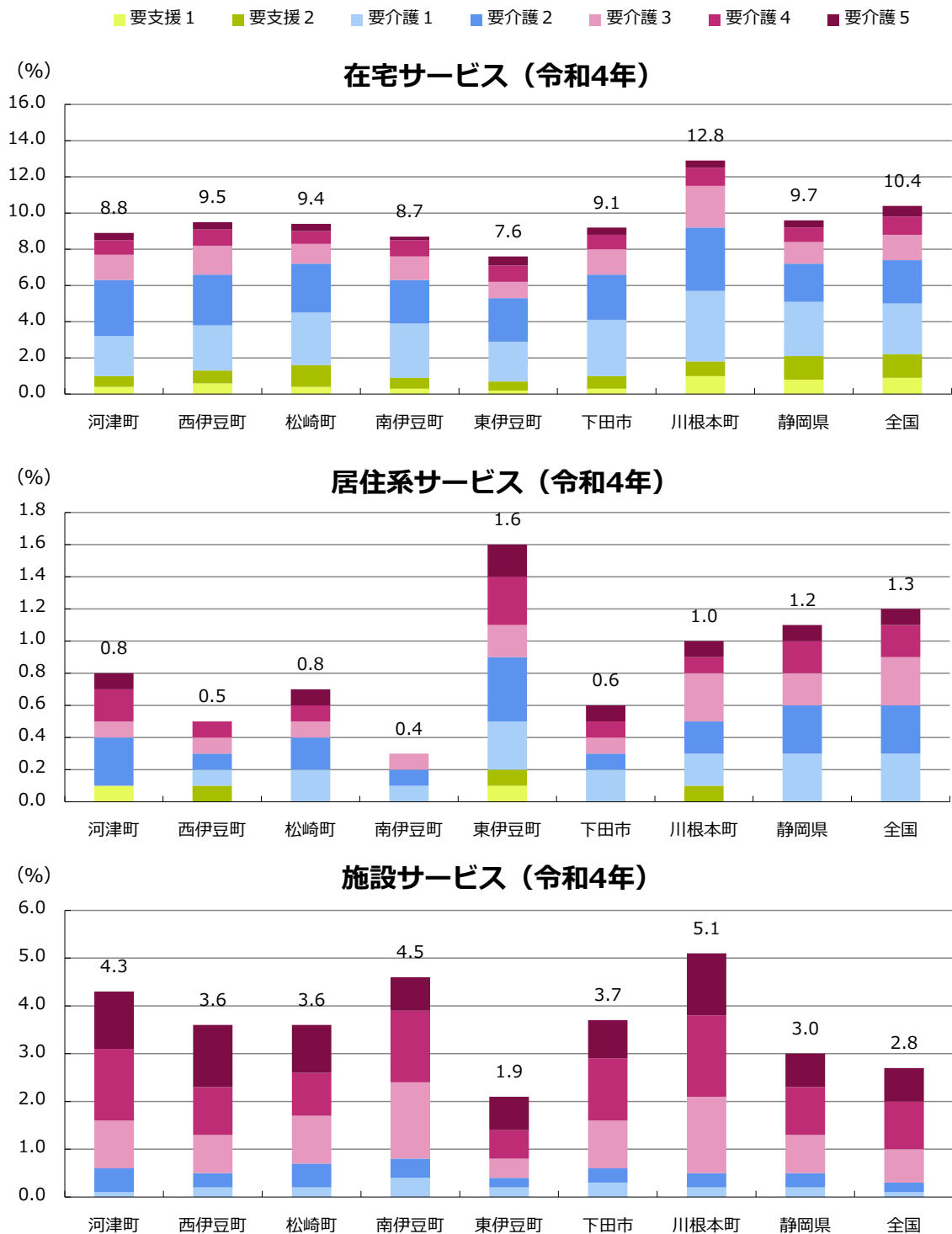
⑥サービス受給者数（年度累計）の推移



資料：介護保険事業報告（年報）

サービス受給者数（年度累計）の推移をみると、令和3年度のサービス受給者数（年度累計）は5,664人で、内訳は介護予防サービスが374人、居宅介護サービスが3,109人、地域密着型介護サービスが756人、施設介護サービスが1,425人となっています。介護予防サービス・地域密着型介護サービスは平成28年度以降減少傾向にあり、居宅介護サービスは令和元年度にピークを迎え、その後は減少に転じています。施設介護サービスは令和元年度以降増加傾向にあり、令和3年度にピークを迎えています。

⑦サービス受給率の比較

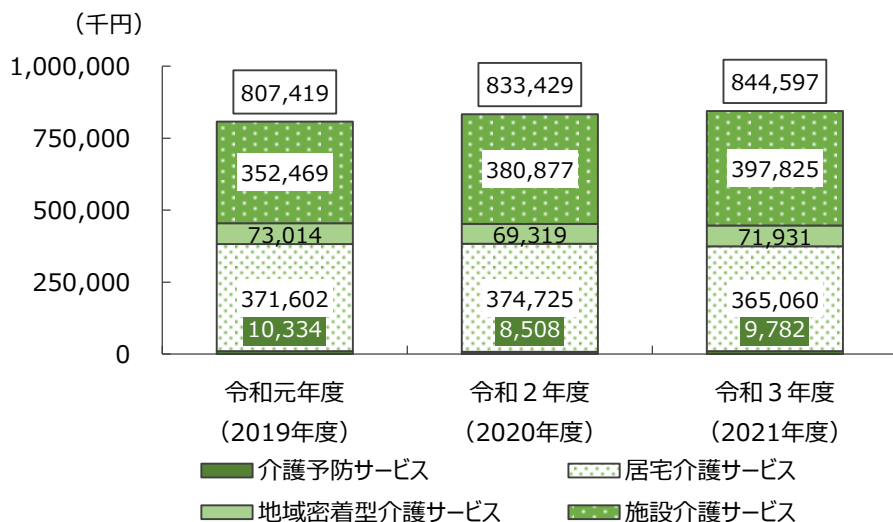


(時点) 令和4年
 (出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

令和4年の第1号被保険者に対するサービス受給者の状況を見る受給率は、在宅サービスが8.8%、居住系サービスが0.8%、施設サービスが4.3%となっています。

静岡県・全国と比較すると、在宅サービス・居住系サービスの受給率は静岡県・全国よりも低く、施設サービスの受給率は高くなっています。

⑧サービス給付費（年度累計）の推移

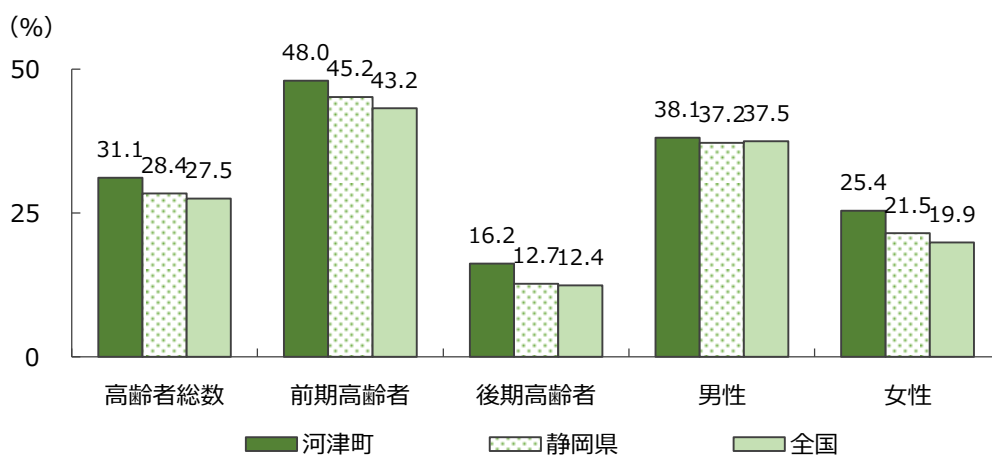


資料：介護保険事業報告（年報）

サービス給付費（年度累計）の推移をみると、令和3年度のサービス給付費（年度累計）は844,597千円で、内訳は介護予防サービスが9,782千円、居宅介護サービスが365,060千円、地域密着型介護サービスが71,931千円、施設介護サービスが397,825千円となっています。高齢者数は減少していますが、サービス給付費は増加傾向にあり、特に施設介護サービスの給付費において増加傾向が顕著となっています。

(4) 高齢者の社会参加などの状況

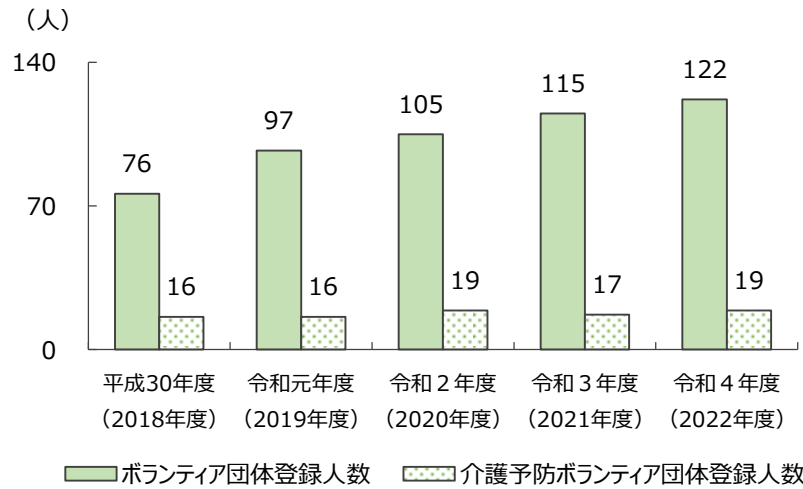
①高齢者の労働力人口割合の比較



資料：令和2年国勢調査

高齢者の労働力人口割合の比較をみると、静岡県や全国よりも、すべての区分において河津町は高い水準となっています。特に前期高齢者・女性においては、静岡県と比較して3.0ポイント前後、全国と比較して5.0ポイント前後高くなっています。

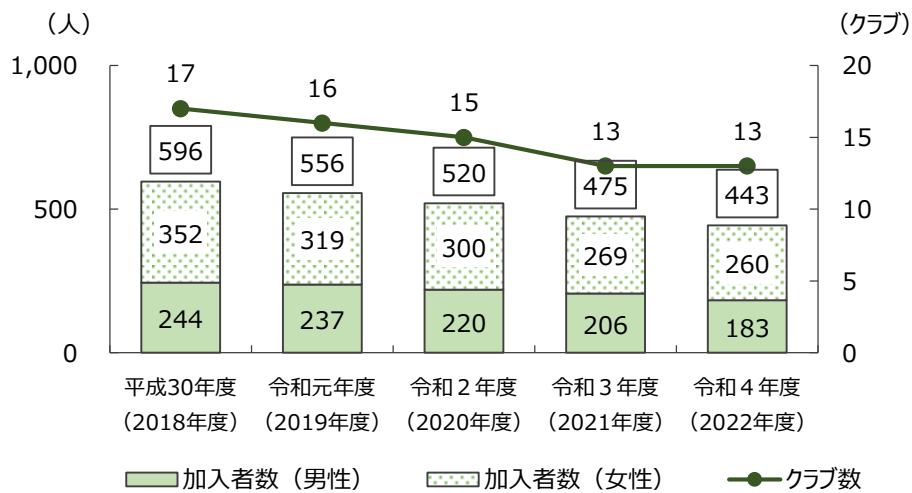
②ボランティア団体登録人数の推移



資料：河津町社会福祉協議会、河津町福祉介護課介護係（各年度末現在）

ボランティア団体登録人数の推移をみると、令和4年度のボランティア団体登録人数は122人、介護予防ボランティア登録人数は19人となっています。平成30年度以降、ボランティア団体登録人数は増加を続けている一方、介護予防ボランティア団体登録人数は、横ばいで推移しています。

③シニアクラブ加入者数などの推移



資料：河津町社会福祉協議会（各年度末現在）

シニアクラブ加入者数などの推移をみると、令和4年度のシニアクラブ加入者数は443人で、内訳は男性が183人、女性が260人となっており、クラブ数は13クラブです。平成30年度以降、シニアクラブ加入者数は男女とも減少傾向、クラブ数も減少傾向にあります。

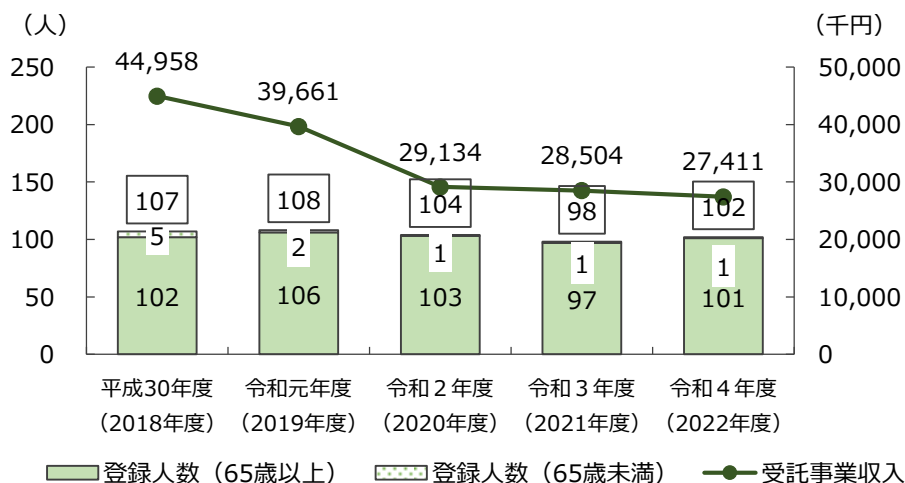
④シニアクラブ活動状況

分野	内容など	開催・実施時期	参加人数
活動促進事業	単位シニアクラブ会長研修会（外部）	令和4年7月11日	24
	単位シニアクラブ会長研修会（講座）	令和4年9月22日	21
	賀茂圏域演芸大会*	—	—
健康づくり・介護予防支援事業	グラウンドゴルフ大会（町大会）	令和4年11月14日	95
	グラウンドゴルフ大会（緑の少年団）	令和4年11月22日	20
	グラウンドゴルフ大会（郡大会）*	—	—
	健康ウォーキング	令和4年11月16日	41
	輪投げ大会（町大会）	令和4年9月17日	54
	輪投げ大会（郡大会）*	—	—
地域支えあい事業	子育て支援活動（さくら幼稚園交流）	令和4年12月12日	10
	奉仕活動*	—	—
若手高齢者組織化・活動支援事業	歌謡クラブ育成事業*	—	—
	女性部育成事業	令和4年11月17日	15

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

資料：シニアクラブ河津活動実績報告書（令和4年度）

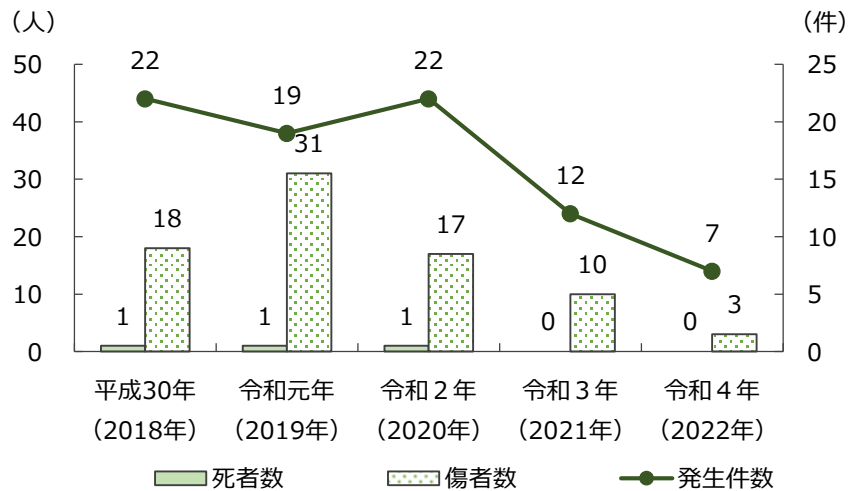
⑤シルバー人材センター登録人数・受託事業収入の推移



資料：河津町シルバー人材センター（各年度末現在）

シルバー人材センター登録人数・受託事業収入の推移をみると、令和4年度のシルバー人材センター登録人数は102人で、その大半を65歳以上が占めています。また、受託事業収入は27,411千円となっています。平成30年度以降、登録人数はほぼ横ばいとなっている一方、受託事業収入は減少傾向にあります。

⑥高齢者の交通事故発生件数などの推移



全事故に占める割合	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
発生件数 (%)	52.3	36.5	46.8	54.5	19.4
死者数 (%)	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
傷者数 (%)	26.4	34.4	25.4	34.5	6.1

資料：交通事故のあらまし (各年12月31日現在)

高齢者の交通事故発生件数などの推移をみると、令和4年の高齢者の交通事故発生件数は7件で、死者数0人、傷者数3人となっています。平成30年から令和2年にかけては、発生件数は20件前後、死者数は1人、傷者数は20~30人前後で推移しています。令和2年以降は、死者数・傷者数・発生件数のいずれも減少傾向にあります。また、全事故に占める割合をみると、交通事故による死者はすべて高齢者となっています。

2 実態調査からみる現状

(1) 調査の概要

●調査の目的

高齢者の日常生活の実態や健康状態、介護保険制度に対する意見・要望などを把握し、「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画・第6期介護給付適正化計画」の基礎資料とすることを目的として実施しました。

●調査の方法・設計

対象者：〈高齢者一般調査〉 ・ 要介護認定を受けていない65歳以上の方
・ 在宅で要支援認定を受けている方
・ 総合事業対象の方

〈在宅介護実態調査〉 ・ 要介護認定を受け、自宅で介護を受けている方

標本数：〈高齢者一般調査〉 800人

〈在宅介護実態調査〉 150人

調査方法：郵送配布一郵送回収

調査期間：令和4年11月22日～12月23日

●回収状況

調査種別	発送数	有効回収数	有効回収率
高齢者一般調査	800人	466人	58.3%
在宅介護実態調査	150人	143人	95.3%

※有効回収数は、回収数のうち無効票（回答が極端に少ないもの及び調査対象として不適なもの）・白票などを除いた数

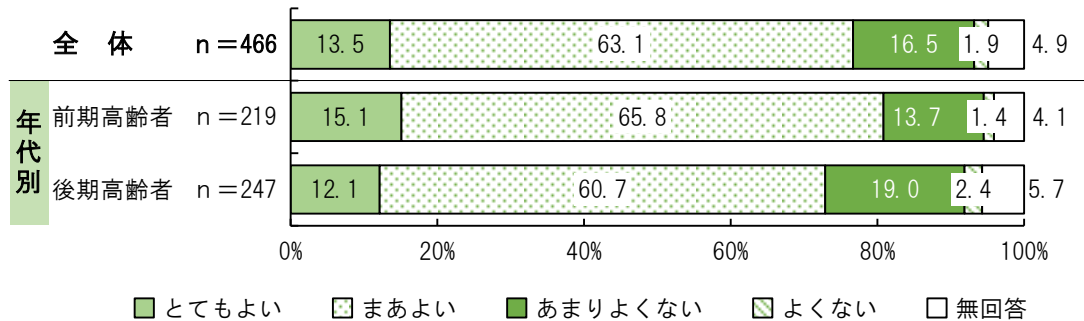
●注意事項

- ・ 回答率（％）は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答可の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- ・ グラフ中の「n」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。
- ・ 高齢者一般調査を「高齢者」、在宅介護実態調査を「要介護」と記載しています。
- ・ クロス集計の年代別・要介護度別については、5.0ポイント以上差異がある項目についてコメントを作成しています。

(2) 調査の結果 (抜粋)

●健康について

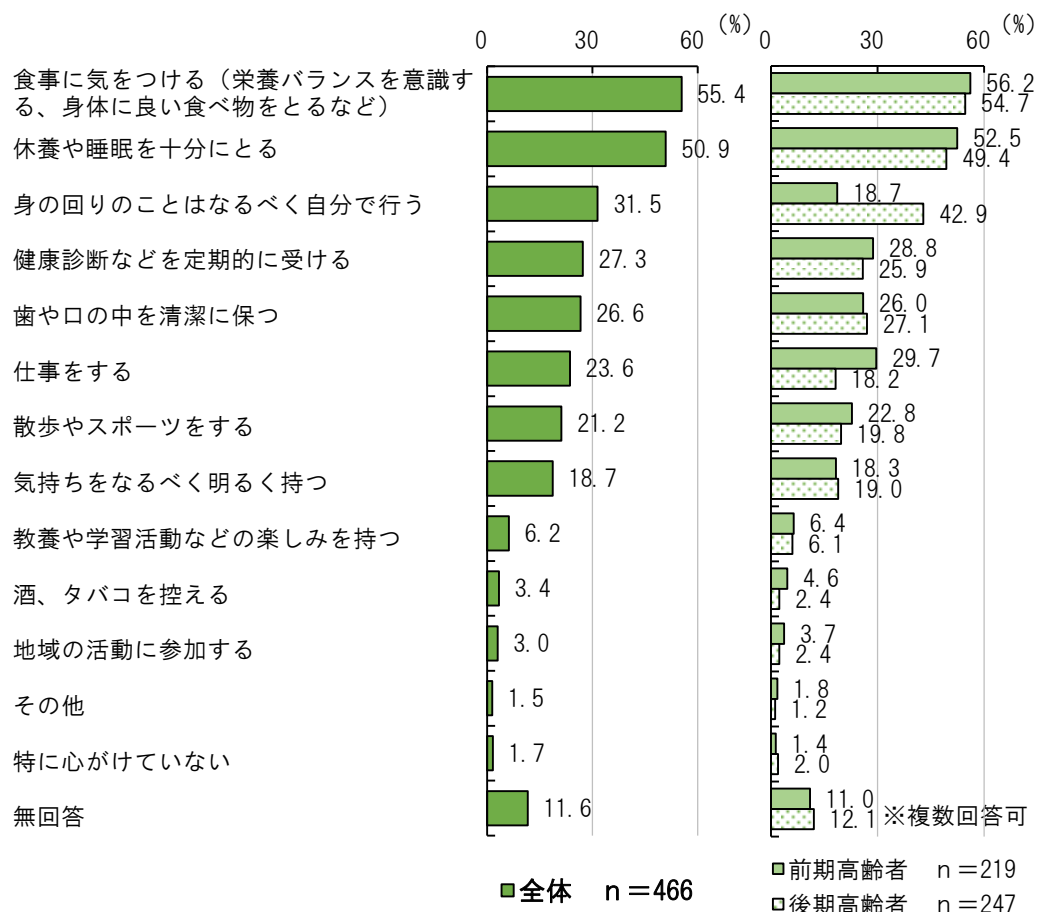
【高齢者】現在の健康状態



現在の健康状態は、「まあよい」が63.1%と最も多く、次いで「あまりよくない」が16.5%、「とてもよい」が13.5%などとなっています。また、『よい』（「とてもよい」＋「まあよい」）は76.6%、『よくない』（「よくない」＋「あまりよくない」）は18.5%となります。

年代別では、前期高齢者において『よい』が80.8%と多くなっています。

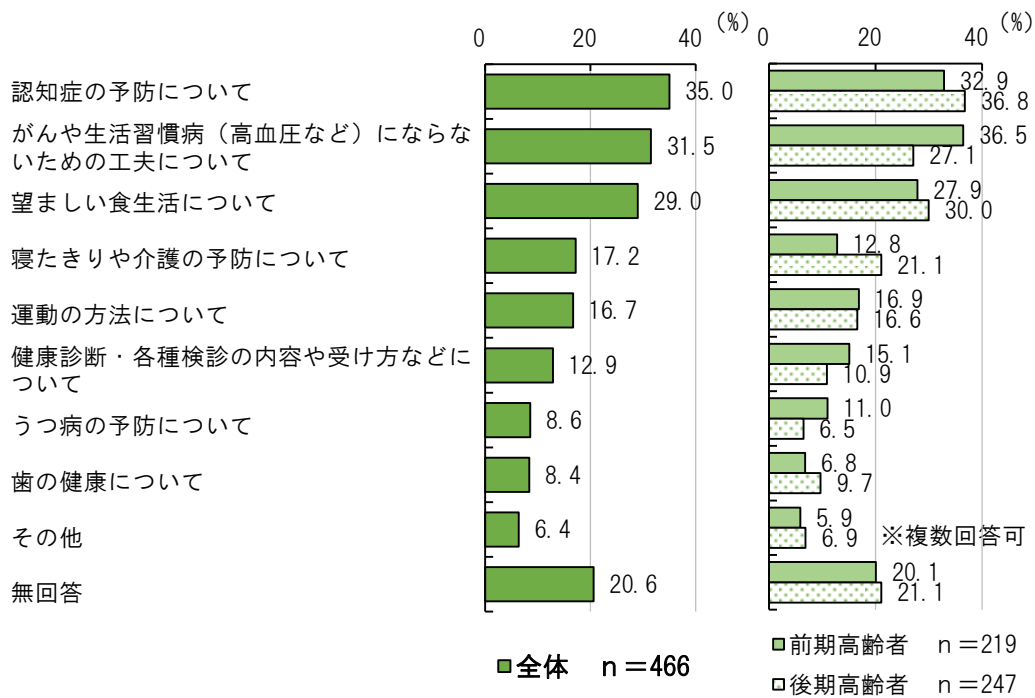
【高齢者】自身の健康のために心がけていること



健康のために心がけていることは、「食事に気をつける (栄養バランスを意識する、身体に良い食べ物をとるなど)」が55.4%と最も多く、次いで「休養や睡眠を十分にとる」が50.9%、「身の回りのことはなるべく自分で行う」が31.5%などとなっています。

年代別では、前期高齢者において「仕事をする」が29.7%と多くなっています。後期高齢者においては「身の回りのことはなるべく自分で行う」が42.9%と多くなっています。

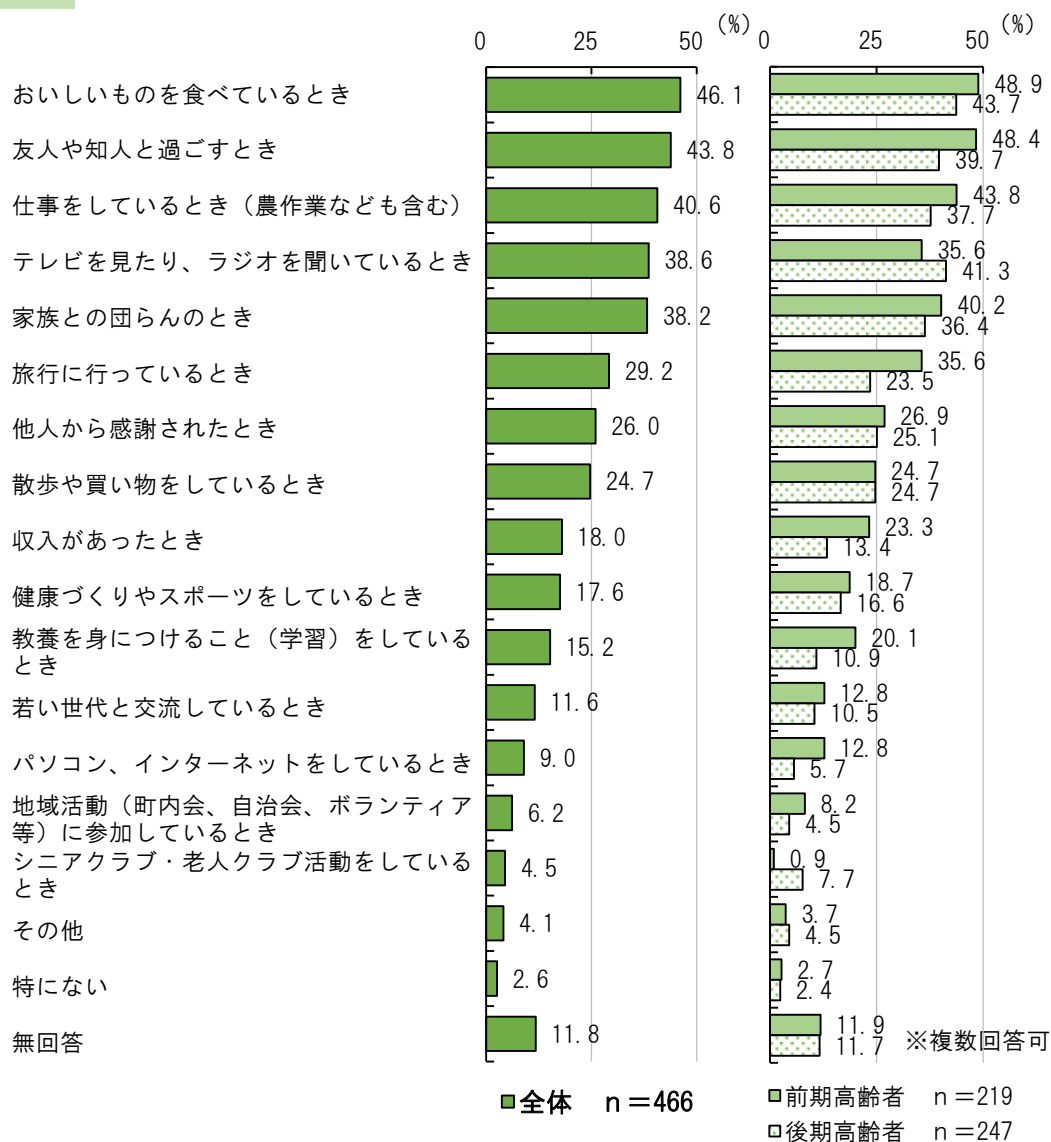
【高齢者】健康について知りたいこと



健康について知りたいことは、「認知症の予防について」が35.0%と最も多く、次いで「がんや生活習慣病（高血圧など）にならないための工夫について」が31.5%、「望ましい食生活について」が29.0%などとなっています。

年代別では、前期高齢者において「がんや生活習慣病（高血圧など）にならないための工夫について」が36.5%と多くなっています。後期高齢者においては「寝たきりや介護の予防について」が21.1%と多くなっています。

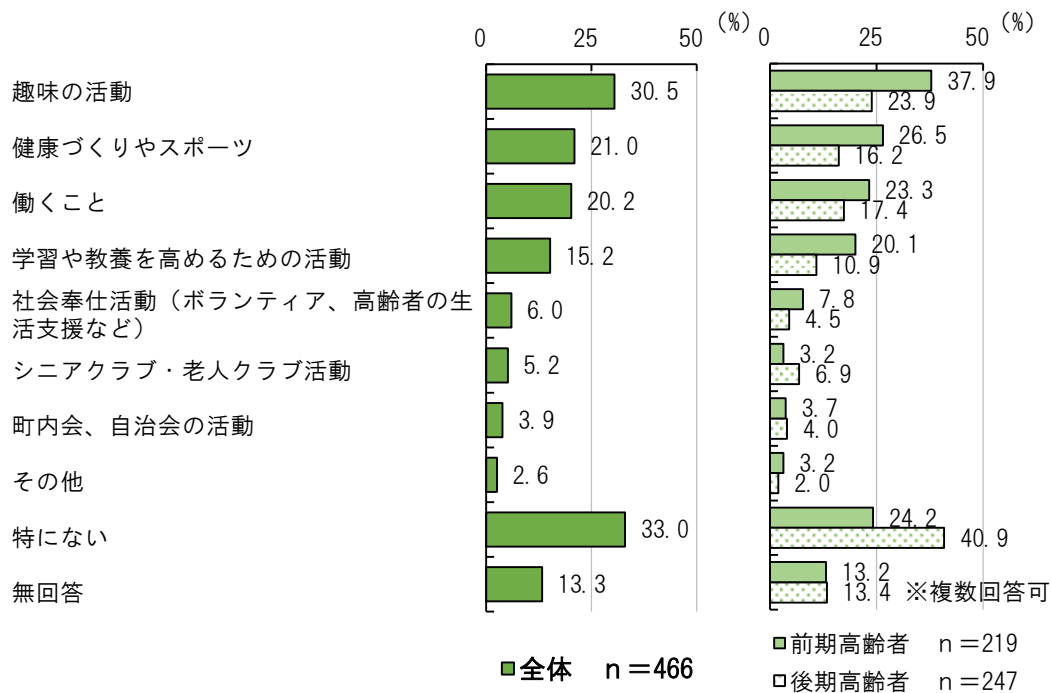
【高齢者】生きがい（喜びや楽しみ）を感じる時



生きがい（喜びや楽しみ）を感じる時は、「おいしいものを食べているとき」が46.1%と最も多く、次いで「友人や知人と過ごすとき」が43.8%、「仕事をしているとき（農作業なども含む）」が40.6%などとなっています。

年代別では、前期高齢者において「おいしいものを食べているとき」「友人や知人と過ごすとき」「仕事をしているとき（農作業なども含む）」などが多くなっています。後期高齢者においては「テレビを見たり、ラジオを聞いているとき」「シニアクラブ・老人クラブ活動をしているとき」が多くなっています。

【高齢者】 今後やってみたいと思うもの

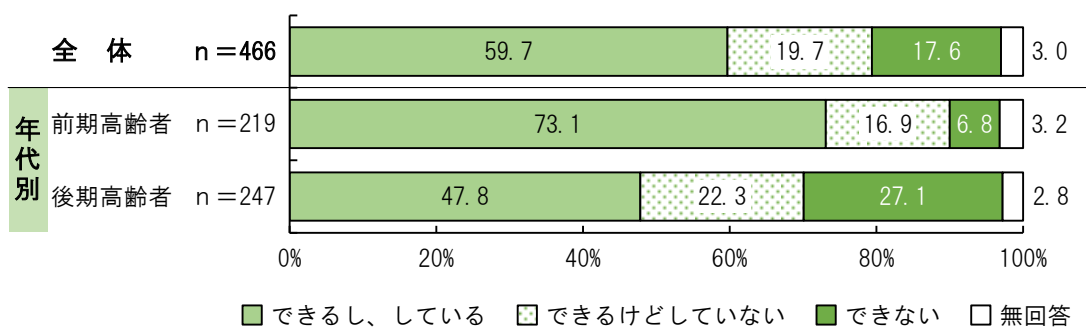


今後やってみたいと思うものは、「趣味の活動」が30.5%と最も多く、次いで「健康づくりやスポーツ」が21.0%、「働くこと」が20.2%などとなっています。一方、「特にない」は33.0%となっています。

年代別では、前期高齢者において「趣味の活動」「健康づくりやスポーツ」「働くこと」などが多くなっています。後期高齢者においては「特にない」が40.9%と多くなっています。

●からだを動かすことについて

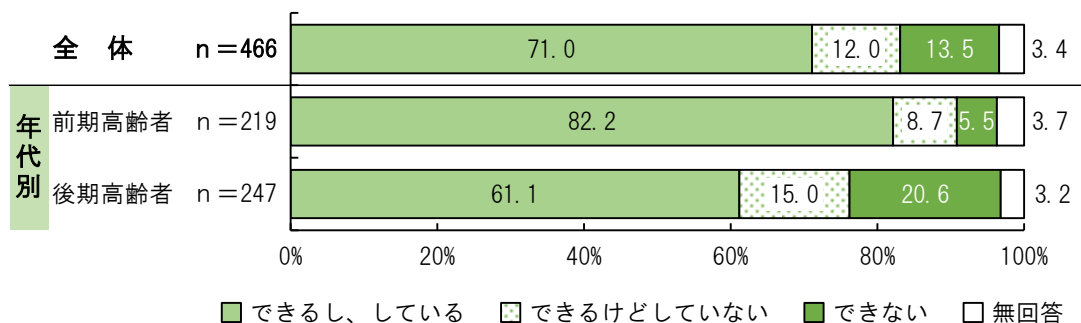
【高齢者】 階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか



階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかについては、「できるし、している」が59.7%、「できるけどしていない」が19.7%、「できない」が17.6%となっています。

年代別では、前期高齢者において「できるし、している」が73.1%と多くなっています。後期高齢者においては「できるけどしていない」「できない」が多くなっています。

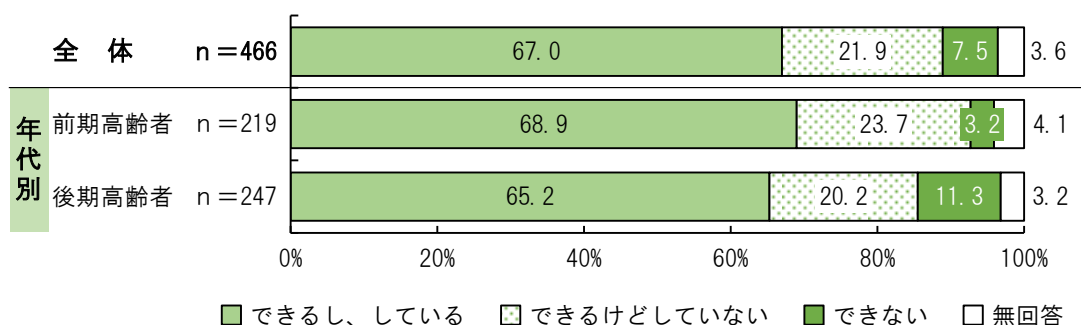
【高齢者】椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか



椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかについては、「できるし、している」が71.0%、「できるけどしていない」が12.0%、「できない」が13.5%となっています。

年代別では、前期高齢者において「できるし、している」が82.2%と多くなっています。後期高齢者においては「できるけどしていない」「できない」が多くなっています。

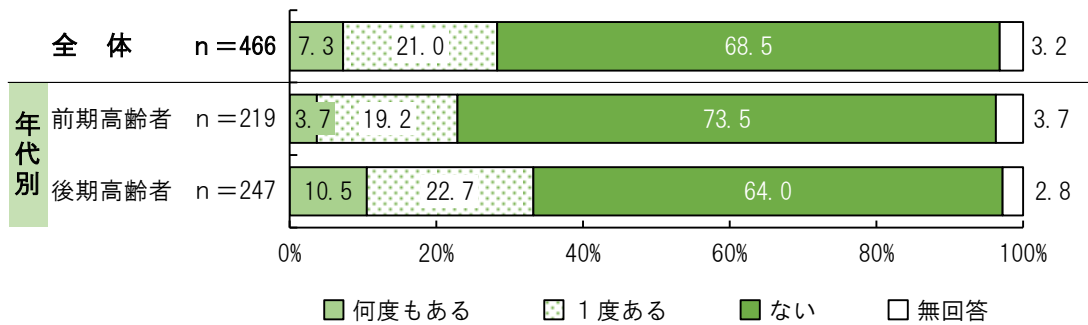
【高齢者】15分位続けて歩いているか



15分位続けて歩いているかについては、「できるし、している」が67.0%、「できるけどしていない」が21.9%、「できない」が7.5%となっています。

年代別では、後期高齢者において「できない」が11.3%と多くなっています。

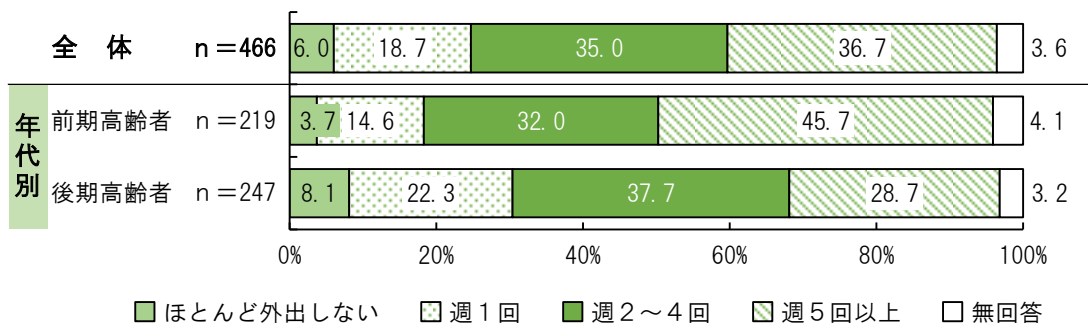
【高齢者】過去1年間に転んだ経験があるか



過去1年間に転んだ経験があるかについては、「何でもある」が7.3%、「一度ある」が21.0%、「ない」が68.5%となっています。

年代別では、前期高齢者において「ない」が73.5%と多くなっています。後期高齢者においては「何でもある」が10.5%と多くなっています。

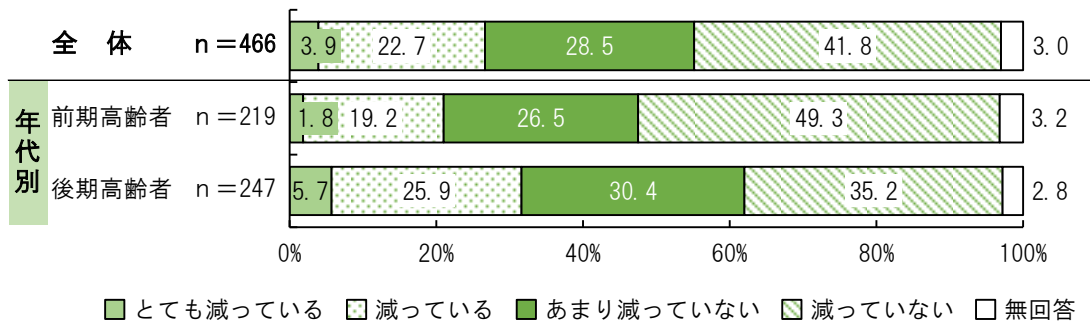
【高齢者】週に1回以上外出しているか



週に1回以上外出しているかについては、「週5回以上」が36.7%と最も多く、次いで「週2~4回」が35.0%、「週1回」が18.7%などとなっています。

年代別では、前期高齢者において「週5回以上」が45.7%と多くなっています。後期高齢者においては「週1回」「週2~4回」が多くなっています。

【高齢者】 昨年と比べて外出の回数が減っているか

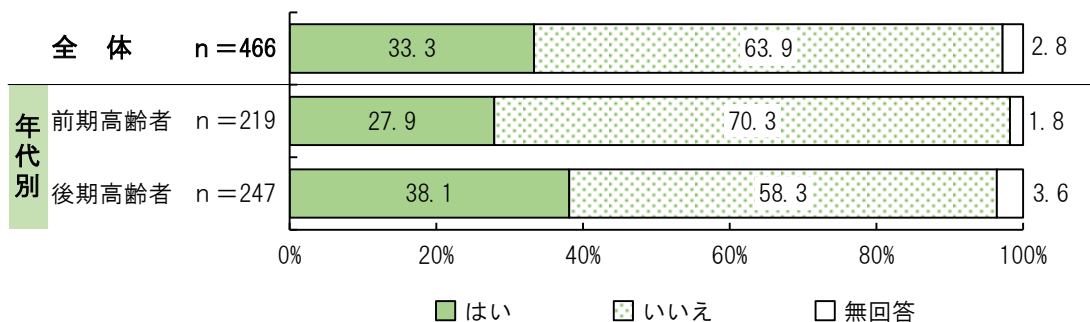


昨年と比べて外出の回数が減っているかについては、「減っていない」が41.8%と最も多く、次いで「あまり減っていない」が28.5%、「減っている」が22.7%などとなっています。また、『減っている』（「とても減っている」＋「減っている」）は26.6%、『減っていない』（「減っていない」＋「あまり減っていない」）は70.4%となります。

年代別では、後期高齢者において『減っている』が31.6%と多くなっています。

●食べることについて

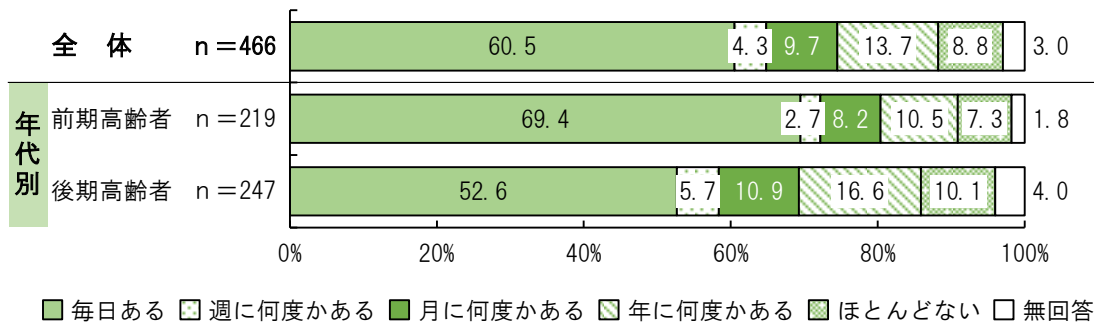
【高齢者】 半年前に比べて固いものが食べにくくなったか



半年前に比べて固いものが食べにくくなったかについては、「はい」が33.3%、「いいえ」が63.9%となっています。

年代別では、前期高齢者において「いいえ」が70.3%と多くなっています。

【高齢者】誰かと食事をとる機会があるか

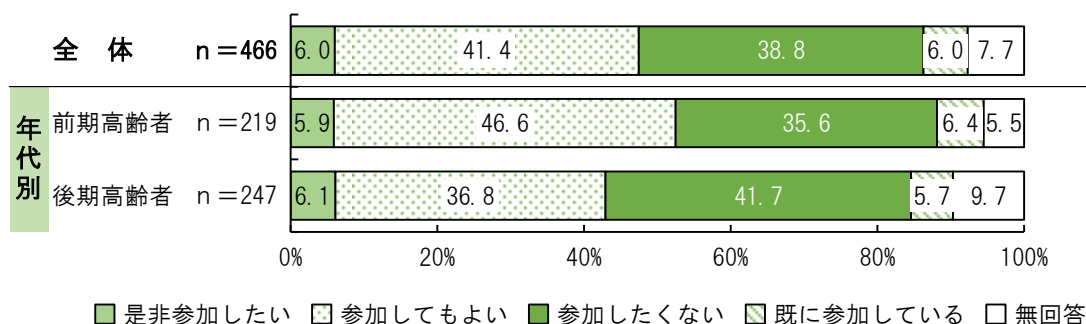


誰かと食事をとる機会があるかについては、「毎日ある」が60.5%と最も多く、次いで「年に何度かある」が13.7%、「月に何度かある」が9.7%などとなっています。

年代別では、前期高齢者において「毎日ある」が69.4%と多くなっています。後期高齢者においては「年に何度かある」が16.6%と多くなっています。

●地域での活動について

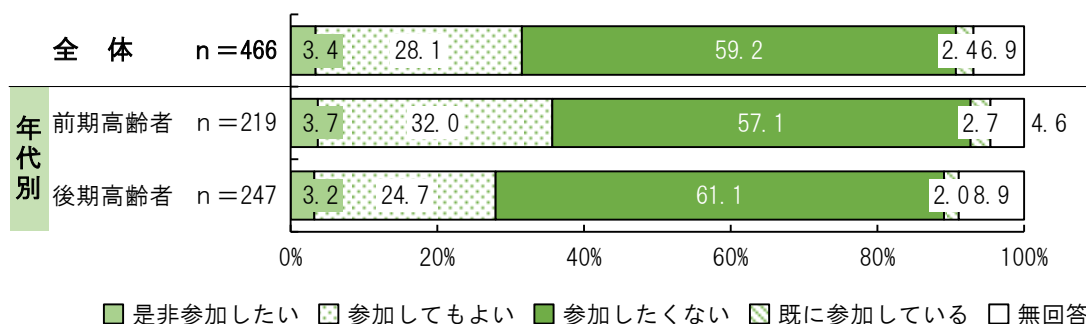
【高齢者】健康づくり活動や趣味などのグループ活動に参加者として参加してみたいか



グループ活動に参加者として参加してみたいかについては、「参加してもよい」が41.4%と最も多く、次いで「参加したくない」が38.8%、「是非参加したい」「既に参加している」がともに6.0%となっています。

年代別では、前期高齢者において「参加してもよい」が46.6%と多くなっています。後期高齢者においては「参加したくない」が41.7%と多くなっています。

【高齢者】健康づくり活動や趣味などのグループ活動に企画・運営として参加してみたいか

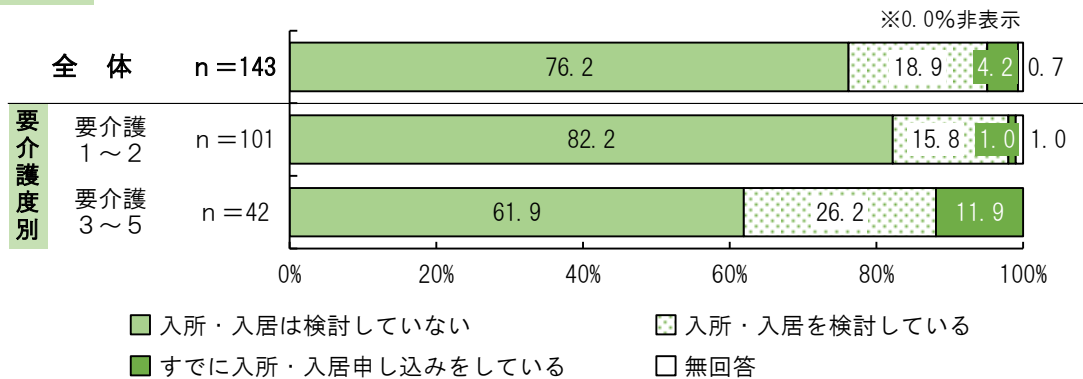


グループ活動に企画・運営として参加してみたいかについては、「参加したくない」が59.2%と最も多く、次いで「参加してもよい」が28.1%、「是非参加したい」が3.4%などとなっています。

年代別では、前期高齢者において「参加してもよい」が32.0%と多くなっています。

●施設への入所・入居について

【要介護】施設への入所・入居の検討状況について

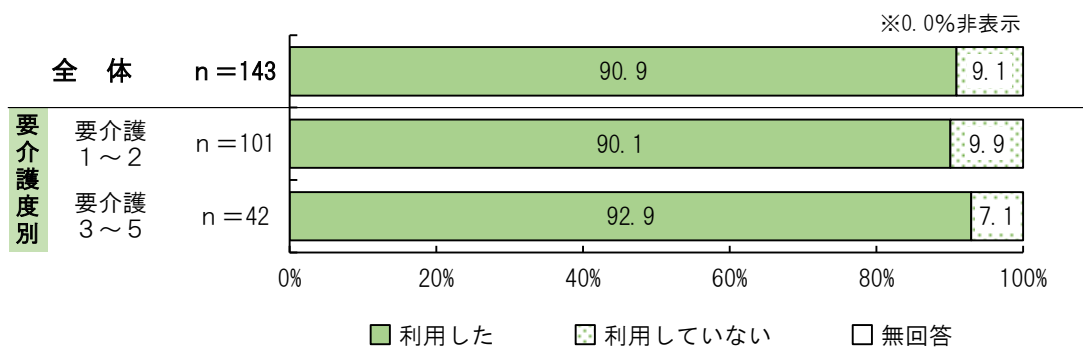


施設への入所・入居の検討状況は、「入所・入居は検討していない」が76.2%、「入所・入居を検討している」が18.9%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が4.2%となっています。

要介護度別では、要介護1~2において「入所・入居は検討していない」が82.2%と多くなっています。要介護3~5においては「入所・入居を検討している」「すでに入所・入居申し込みをしている」が多くなっています。

●介護保険サービスについて

【要介護】令和4年10月の1か月の間の介護保険サービスの利用状況



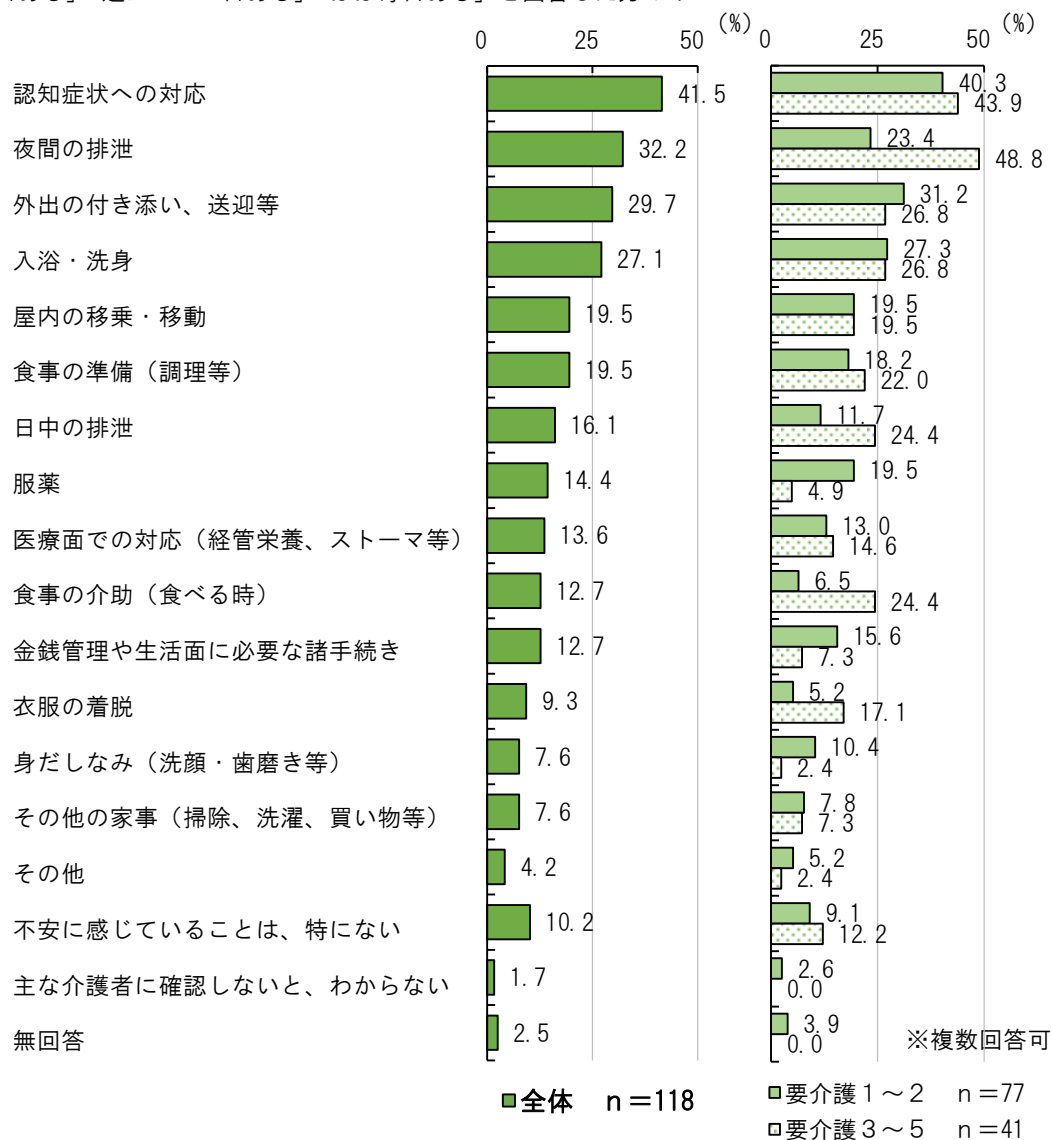
介護保険サービスの利用状況は、「利用した」が90.9%、「利用していない」が9.1%となっています。

要介護度別では、大きな差異はみられません。

●介護の状況について

【要介護】現在の生活を継続するにあたり、主な介護者が不安を感じる介護

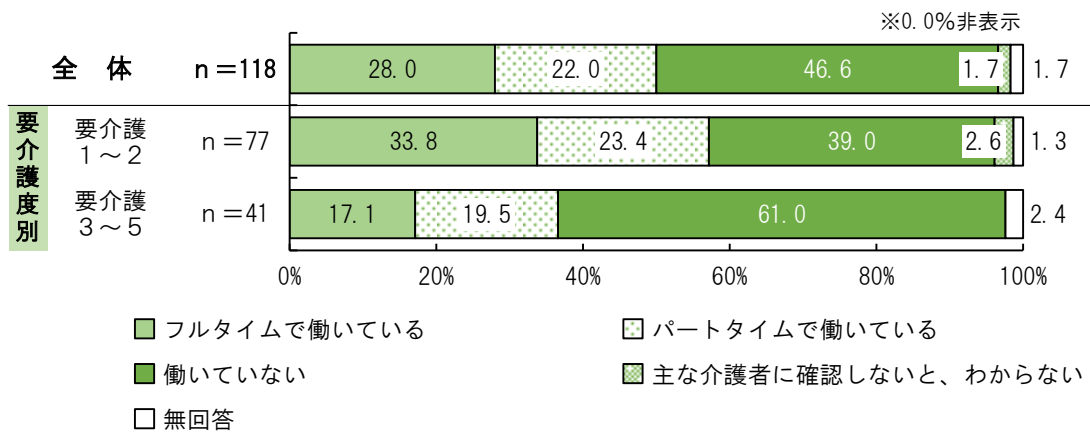
※【家族・親族からの介護の頻度】において「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」「週に1～2日ある」「週に3～4日ある」「ほぼ毎日ある」と回答した方のみ



主な介護者が不安を感じる介護は、「認知症状への対応」が41.5%と最も多く、次いで「夜間の排泄」が32.2%、「外出の付き添い、送迎等」が29.7%などとなっています。

要介護度別では、要介護1～2において「服薬」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」「身だしなみ（洗顔・歯磨き等）」が多くなっています。要介護3～5において「夜間の排泄」「日中の排泄」「食事の介助（食べる時）」などが多くなっています。

【要介護】主な介護者の勤務形態

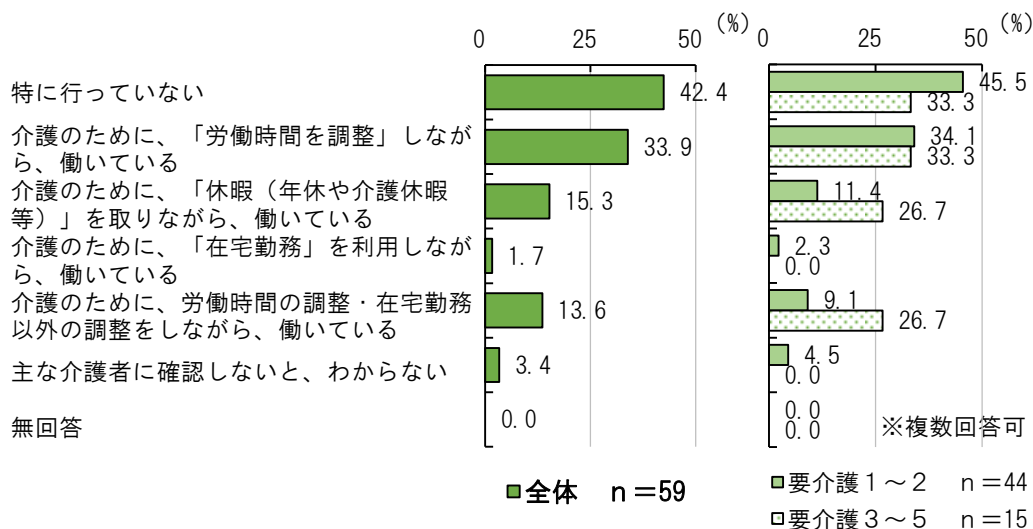


主な介護者の勤務形態は、「働いていない」が46.6%と最も多く、次いで「フルタイムで働いている」が28.0%、「パートタイムで働いている」が22.0%などとなっています。

要介護度別では、要介護1～2において「フルタイムで働いている」が33.8%と多くなっています。要介護3～5においては「働いていない」が61.0%と多くなっています。

【要介護】主な介護者が、介護のために働き方について調整等していること

※【主な介護者の勤務形態】において「フルタイムで働いている」または「パートタイムで働いている」と回答した方のみ

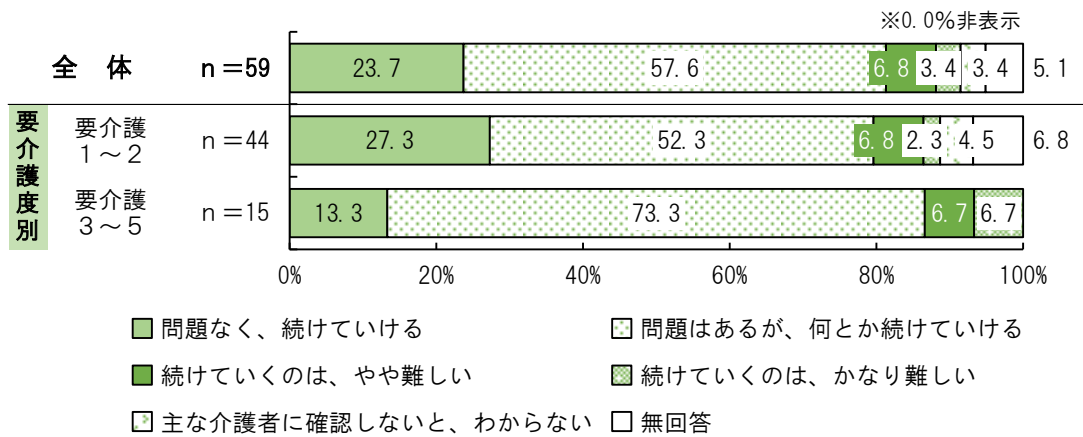


主な介護者が、介護のために働き方について調整等していることは、「介護のために、『労働時間を調整』しながら、働いている」が33.9%と最も多く、次いで「介護のために、『休暇（年休や介護休暇等）』を取りながら、働いている」が15.3%、「介護のために、労働時間の調整・在宅勤務以外の調整をしながら、働いている」が13.6%などとなっています。一方、「特に行っていない」は42.4%となります。

要介護度別では、要介護1～2において「特に行っていない」が45.5%と多くなっています。要介護3～5においては「介護のために、『休暇（年休や介護休暇等）』を取りながら、働いている」「介護のために、労働時間の調整・在宅勤務以外の調整をしながら、働いている」が多くなっています。

【要介護】主な介護者は、今後も働きながら介護を続けていけそうか

※【主な介護者の勤務形態】において「フルタイムで働いている」または「パートタイムで働いている」と回答した方のみ



主な介護者は、今後も働きながら介護を続けていけそうかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が57.6%と最も多く、次いで「問題なく、続けていける」が23.7%、「続けていくのは、やや難しい」が6.8%などとなっています。また、『続けていける』（「問題なく、続けていける」+「問題はあるが、何とか続けていける」）は81.4%、『続けていくのは、難しい』（「続けていくのは、かなり難しい」+「続けていくのは、やや難しい」）は10.2%となります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、前期計画から継続して、令和2年度に策定した「河津町第5次総合計画」の【福祉・健康・医療分野】における基本目標である「**健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり**」とします。これは、国が目標として掲げている目標「重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができる」とも深く関連しています。高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるまちづくりを推進することは、高齢化率が高い本町にとって重点的に推進すべき施策です。この基本理念に基づいて高齢者福祉施策を推進し、町内の高齢者がいつまでも安心して住み続けることのできるまちの実現を目指します。

基本理念

健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり

2 基本目標

基本理念の実現に向け、本町では以下の3つの基本目標に基づいて、高齢者福祉施策を展開していきます。

基本目標1 心身ともに健康で、いきいきと活動できるまち ～健康づくり・生きがいづくりの推進～

心身ともに健康であることは、生活の基盤となります。心身の健康を保持できるよう、日頃から健康づくりに努めることが必要です。生活習慣病等の早期発見・早期治療を図るための各種健康診査・検診等をはじめとする、健康づくりに係る取り組みを推進していくとともに、転倒・骨折により要介護状態となることを防ぐため、身体機能・日常生活動作の維持に向けた取り組みを充実させます。また、高齢者が地域で社会的役割をもち、いきいきとした生活を送ることのできるよう、シニアクラブによる活動や社会活動への支援、就労機会の充実などを図ります。

基本目標2 地域全体で支えあい、すべての高齢者にやさしいまち ～支えあう地域づくりの推進～

町民同士の関係の希薄化がみられるなかで、地域のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者等に対する見守り体制を強化していくことが求められています。誰もが安心して暮らすことのできる地域を形成するため、行政だけでなく、町民一人ひとりが福祉の担い手として、自分にできることを行っていくことが必要です。町民一人ひとりの「福祉の心」を醸成していくとともに、地域での支え手・受け手という関係を超えて“我が事・丸ごと”支えあう「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進していきます。

また、高齢者だけでなく地域の誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮したまちづくりを行うとともに、防災・防犯に向けた取り組みを推進していきます。

基本目標3 住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまち ～福祉・介護サービスの充実～

心身の機能が低下し、支援や介護を必要とする人になった高齢者が住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を継続できるよう、様々な生活支援策を展開することが必要です。要支援・要介護認定を受けた高齢者に対する介護サービスを計画的に提供するだけでなく、要介護状態ではないものの支援を必要とする高齢者が要介護状態へと移行しないための介護予防事業・日常生活支援事業や生活支援サービス、認知症高齢者の地域での生活を支える取り組みを充実させていきます。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進を通して、高齢者の暮らしを地域全体で支える仕組みを構築していきます。

3 施策の体系

基本理念	健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり	
基本目標1	心身ともに健康で、いきいきと活動できるまち ～健康づくり・生きがいの推進～	
1 健康づくりの推進	-	(1) 健康づくり事業の充実 (2) 健康診査・検診の充実
2 生きがいのある生活への支援	-	(1) シニアクラブ活動等への支援 (2) 地域活動・社会活動への参加の促進 (3) 雇用・就労支援の推進
基本目標2	地域全体で支えあい、すべての高齢者にやさしいまち ～支えあう地域づくりの推進～	
1 地域福祉活動の推進	-	(1) 地域福祉意識の高揚 (2) ボランティア活動の推進
2 安心・安全なまちづくりの推進	-	(1) 高齢者が住みやすい環境の整備 (2) 交通安全対策と防犯体制の整備 (3) 災害時の支援体制の整備
基本目標3	住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまち ～福祉・介護サービスの充実～	
1 地域包括ケアシステムの推進	-	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 地域ケア会議の充実 (3) 在宅医療・介護の連携の推進 (4) 虐待防止・権利擁護の推進
2 総合的な認知症施策の推進	-	(1) 認知症に対する理解の促進 (2) 早期診断・早期対応の充実 (3) 地域での日常生活・家族支援の強化
3 高齢者生活支援サービスの充実	-	(1) 生活支援サービス提供体制の充実 (2) ひとり暮らし高齢者等支援サービスの充実 (3) 在宅生活支援サービスの充実 (4) 家族介護支援サービスの充実
4 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	-	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実 (2) 一般介護予防事業の充実
5 介護サービスの提供体制の充実	-	(1) 居宅サービス (2) 施設サービス (3) 地域密着型サービス (4) 市町村特別給付 (5) 自立支援・重度化防止等の取り組み (6) 介護保険の円滑な運営

4 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年9月に国連サミットで採択され、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継にあたる目標です。

これは、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、17のゴール・169のターゲット・232の指標で構成されており、わが国においても国や自治体、団体、企業などが様々なパートナーシップのもと、その実現に向けた取り組みを推進しています。

本計画の最上位計画である「第5次河津町総合計画」において、SDGsを踏まえた施策の推進を図っていることから、本計画においてもSDGsを踏まえて、施策を推進していくものとしてします。

17のゴールのうち、本計画と特に関連のあるものは以下の4つです。

【本計画と関連のあるSDGsのゴール】

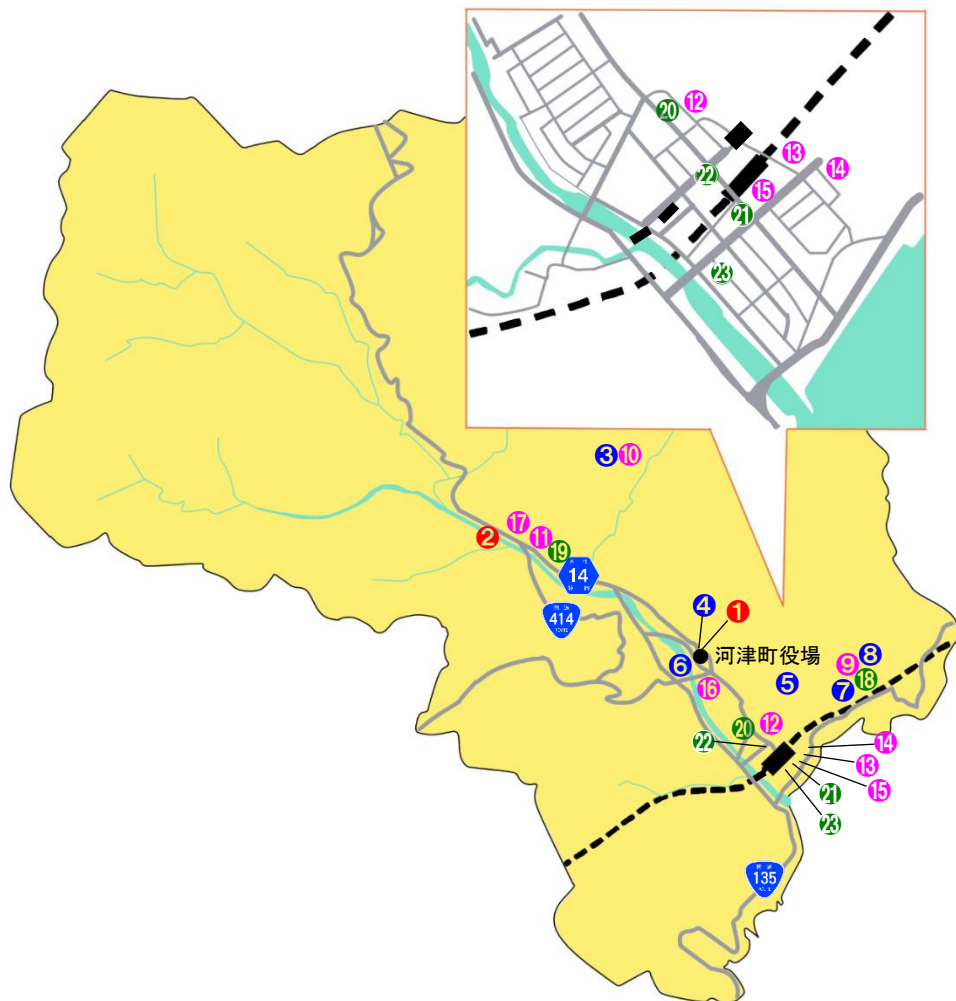


5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、介護保険サービス等を整備・提供する際の基準となるエリアのことです。人口や社会的条件、福祉関連施設等の配置等を勘案して、小学校区や中学校区等の単位で設定されます。

本町は、人口 6,500 人程度の自治体であることや、福祉関連施設等が町の中心部に集中していること等を理由として、本計画期間中も引き続き、町全体で1圏域とします。

また、日常生活圏域ごとに設置される地域包括支援センターは、引き続き河津町役場 福祉介護課内に設置します。



<町内の介護保険サービス関連施設・事業所等 一覧>

- | | | |
|---|----------------|------------|
| ① 河津町地域包括支援センター | | |
| ② 河津町高齢者いきいきセンター | | |
| ③ 河津おもと苑【介護老人保健施設・(介護予防)通所リハビリテーション・(介護予防)短期入所療養介護】 | | |
| ④ 河津町社会福祉協議会【居宅介護支援・訪問介護・訪問入浴・地域密着型通所介護・訪問型サービス・通所型サービス】 | | |
| ⑤ サンシニア河津【介護老人福祉施設・居宅介護支援・訪問介護・通所介護・(介護予防)短期入所生活介護・訪問型サービス・通所型サービス】 | | |
| ⑥ デイサービスバウム【地域密着型通所介護・通所型サービス】 | | |
| ⑦ 伊豆今井浜病院訪問看護ステーション【(介護予防)訪問看護】 | | |
| ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護今井浜【看護小規模多機能型居宅介護】 | | ⑱ 今井浜薬局 |
| ⑨ 伊豆今井浜病院 | ⑭ 石原歯科医院 | ⑲ 上河津薬局 |
| ⑩ 河津浜病院 | ⑮ いとこ歯科クリニック | ⑳ ヒカリ薬局河津店 |
| ⑪ 上河津診療所 | ⑯ 中村屋歯科医院 | ㉑ 丸善薬局 |
| ⑫ かわづクリニック | ⑰ ワンズデンタルクリニック | ㉒ ゆがの薬局本店 |
| ⑬ 佐藤医院 | | ㉓ ウエルシア河津店 |

6 将来推計

(1) 総人口及び高齢者人口の推計

令和元年度から令和5年度の性別・年齢別の人口変化率を用いて、本町の人口を団塊ジュニア世代が前期高齢者となり、現役世代の急減が予測される令和22(2040)年度まで推計すると、下表の通りになります。

総人口は毎年100人を超える減少が続き、計画最終年度である令和8年度において6,144人、令和22(2040)年度においては4,211人まで減少することが見込まれます。

高齢者人口をみると、高齢者人口そのものは減少を続け、計画最終年度である令和8年度において2,727人、令和22(2040)年度においては2,267人まで減少することが見込まれます。内訳をみると、計画期間内において65～74歳の前期高齢者は減少傾向、75歳以上の後期高齢者は増加傾向がみられます。

【総人口及び高齢者人口の推計】

(単位：人)

	第8期 実績値			第9期 計画値			将来	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総人口 (A)	6,924	6,776	6,575	6,427	6,288	6,144	5,578	4,211
高齢化率 (B) / (A)	42.5%	43.1%	43.5%	43.7%	44.1%	44.4%	46.3%	53.8%
高齢者人口 (B)	2,942	2,919	2,857	2,808	2,771	2,727	2,584	2,267
後期高齢者 (75歳以上)	1,591	1,619	1,656	1,678	1,726	1,765	1,729	1,333
前期高齢者 (65～74歳)	1,351	1,300	1,201	1,130	1,045	962	855	934
40～64歳人口	2,182	2,136	2,105	2,081	2,039	2,011	1,825	1,192
40歳未満人口	1,800	1,721	1,613	1,538	1,478	1,406	1,169	752

※令和3年度～令和5年度は実績値(10月1日現在の住民基本台帳)、令和6年度以降はコーホート変化率法による推計値

(2) 要介護及び要支援認定者の推計

令和3年度から令和5年度の過去3年間の年齢層別・要介護度別の認定率を勘案し、令和22(2040)年度までの要支援・要介護認定者数を推計すると、下表の通りになります。

高齢者人口の減少に伴って、実績値においては要支援・要介護認定者数が減少傾向にあり、認定率も下降がみられましたが、第9期計画期間においては、後期高齢者人口の増加に伴って要支援・要介護高齢者の増加と認定率の上昇を見込んでいます。計画最終年度である令和8年度において、要支援・要介護認定者が521人、第1号被保険者の認定率は19.0%となると見込まれます。

また、令和22(2040)年度においては、要支援・要介護認定者数は507人まで減少しますが、第1号被保険者の認定率は22.3%まで上昇すると想定されます。

【要介護及び要支援認定者の推計】

(単位：人)

		第8期 実績値			第9期 計画値			将来	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護(要支援)認定者数(B)	全体	536	525	513	517	516	521	538	507
	第2号	6	2	3	3	3	3	3	2
要支援1	全体	48	60	63	64	64	64	68	57
	第2号	2	0	0	0	0	0	0	0
要支援2	全体	46	51	55	56	55	56	57	50
	第2号	0	1	2	2	2	2	2	1
要介護1	全体	94	78	87	88	87	87	94	85
	第2号	2	0	0	0	0	0	0	0
要介護2	全体	133	120	115	115	116	117	119	114
	第2号	1	1	1	1	1	1	1	1
要介護3	全体	74	82	81	82	81	83	86	82
	第2号	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護4	全体	80	80	61	61	62	63	64	66
	第2号	1	0	0	0	0	0	0	0
要介護5	全体	61	54	51	51	51	51	50	53
	第2号	0	0	0	0	0	0	0	0
高齢者人口(A)		2,942	2,919	2,857	2,808	2,771	2,727	2,584	2,267
第1号被保険者の認定率 [(B)上段 - (B)下段] / (A)		18.0%	18.0%	17.9%	18.3%	18.5%	19.0%	20.7%	22.3%

※令和3年度・令和4年度の数値は、10月1日時点の要介護度別の人数

令和6年度以降の数値は、「地域包括ケア『見える化』システム」上で推計した推計値

(3) 施設・居住系サービス利用者の推計

令和5年度までのサービス利用実績等を踏まえた、施設・居住系サービス利用者数の推計結果は下表の通りとなります。

第9期計画期間中に、静岡県が指定・監督する介護施設に関しては町内での新設・増床の計画はなく、加えて、現状、本町が指定・監督する地域密着型の介護施設は整備されていません。在宅介護実態調査結果においては、2割を超える回答者が施設への入所・入居を検討していたり、すでに入所・入居を申し込んでいたりしていることから、施設・居住系サービスに対するニーズが見受けられます。しかし、今後要介護認定者数の大幅な増加が見込めない点や既存施設の受け入れ状況等を勘案して、施設・居住系サービス利用率は実績値を上回る水準を見込みますが、新たな施設整備は計画しないものとします。

【施設・居住系サービス利用者の推計】

(単位：人)

		第8期 実績値			第9期 計画値			将来	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
施設・居住系サービス利用者数(月あたり)(B)		148	151	147	163	168	169	168	168
居住	特定施設入居者生活介護	21	19	15	24	24	24	23	22
	認知症対応型共同生活介護	7	6	9	8	8	8	7	7
地域密着	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
施設	介護老人福祉施設	76	85	88	90	90	90	91	94
	介護老人保健施設	40	36	33	38	39	40	40	38
	介護医療院	2	3	2	3	7	7	7	7
	介護療養型医療施設	2	1	0					
認定者数(A)		536	525	513	517	516	521	538	507
施設・居住系サービス利用率(B) / (A)		27.6%	28.8%	28.7%	31.5%	32.6%	32.4%	31.2%	33.1%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

(4) 居宅サービス対象者の推計

認定者数から施設・居住系サービスの利用者を除いた居宅サービス対象者数の推計結果は下表の通りとなります。

認定者数において実績値を下回る水準で見込んでいることや、施設・居住系サービス利用者においては実績値を上回る水準で見込んでいることから、居宅サービス対象者は実績値を下回る水準となります。その人数は計画最終年度である令和8年度において352人、令和22(2040)年度においては339人と見込んでいます。

【居宅サービス対象者の推計】

(単位：人)

		第8期 実績値			第9期 推計値			将来	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
在宅サービス対象者数 (月あたり) (B)		388	374	366	354	348	352	370	339
要支援	要支援1	47	58	61	62	62	62	66	55
	要支援2	45	50	55	54	53	54	55	48
要介護	要介護1	90	75	84	84	83	83	90	81
	要介護2	112	99	97	91	92	93	98	94
	要介護3	44	49	38	40	38	39	40	39
	要介護4	31	29	18	16	14	15	16	18
	要介護5	19	14	13	7	6	6	5	4
認定者数 (A)		536	525	513	517	516	521	538	507
在宅サービス対象者率 (B) / (A)		72.4%	71.2%	71.3%	68.5%	67.4%	67.6%	68.8%	66.9%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

第4章 施策の推進

基本目標1 心身ともに健康で、いきいきと活動できるまち ～健康づくり・生きがいつくりの推進～

基本施策1 健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康で自立した生活を送るためには、「健康寿命」の延伸を図る必要があります。健康寿命とは、病気や要介護状態にならない状態で自立した生活ができる期間のことで、令和4年3月31日現在、本町において平均寿命は男性・女性ともに静岡県・全国との大きな差はありませんが、健康寿命は男性77.3歳、女性82.6歳であり、静岡県・全国健康寿命よりも男性は約3年、女性は約2年短いものとなっています。高齢になっても心身ともに健康であるために、まずは一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、主体性をもって継続的に健康づくりに取り組むことが大切です。要支援・要介護状態とならないようにするためにも、健康診査・検診、健康に関する情報提供や教室開催などの事業を展開していきます。

【施策の方向】

(1) 健康づくり事業の充実

①健康教室・講演会等の実施

- ⌘ 生活習慣病の予防・早期発見・重症化防止、栄養改善、運動機能維持による転倒予防など、町民のニーズに合った健康教室・講演会等を実施します。
- ⌘ 高齢者が集まる機会において、歯科相談や指導など、歯と口腔の健康に関する指導の機会を設けます。

②健康教育の推進

- ⌘ 要介護状態へと移行しないよう筋力の維持・向上を図ることを目的に、家庭で簡単に取り組める「はつらつ健康体操」を放映します。
- ⌘ 日常生活の中で身体を動かす習慣をもつことについて啓発していきます。

③健康相談の実施

- ⌘ 介護予防の推進を図るため、保健福祉センターにて健康相談を実施し、生活習慣病予防や食生活の改善、運動等についての助言を行います。

(2) 健康診査・検診の充実

①特定健康診査（国保）・後期高齢者健康診査

- ⌘ 疾病の早期発見・早期治療を図るため、40歳以上の被保険者が特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診しやすい体制を整備します。
- ⌘ 特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診率向上を図るため、未受診者への受診勧奨を行います。
- ⌘ 健康診査の結果、対象となった被保険者に対して、メタボリックシンドローム対策を中心とした特定保健指導を実施します。また、重症化予防に向けた事業を充実させます。

②B型・C型肝炎ウイルス検査

- ⌘ 40歳から70歳までの5歳刻みの節目の年齢の人のうち、過去に肝炎ウイルス検査を受診していない人を対象に、肝炎患者の早期発見と早期の肝炎治療を目的とした検査を実施します。

③がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）

- ⌘ がんの早期発見・早期治療とがんによる死亡の減少を図るため、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診を実施します。
- ⌘ 受診者の固定化及び受診率の伸び悩みがみられることから、受診率向上を図るため、町のホームページや町内での回覧、イベントガイドかわづへの掲載、すべての対象者への個別通知の実施、医療機関での個別検診の受診に向けた医師会との協議など、検診への関心が低い方に向けた周知・受診勧奨方法を広く展開します。

④骨密度測定

- ⌘ 骨粗鬆症の予防を図るため、40歳から70歳までの5歳刻みの節目の年齢の女性を対象に、医療機関等において骨密度測定を実施し、高齢者の活動の妨げとなる骨粗鬆症の早期発見・早期治療へとつなげます。対象者には、個別通知による案内を行います。

⑤歯周病検診

- ⌘ 歯科保健の向上のため、40歳から70歳までの10歳刻みの節目の年齢の方を対象に歯周病検診を行い、歯周病の早期発見を図るとともに、対象者の口腔清掃状態及び歯周組織の健康状態の検査と適切な保健指導を行うことで、歯の喪失やオーラルフレイルと呼ばれる状態の予防につなげます。対象者には、個別通知による案内を行います。
- ⌘ 歯の定期検診の重要性について啓発していきます。

⑥感染症対策の強化

- ⌘ 65歳以上の方を対象に、インフルエンザ予防接種の費用助成を、65歳の方に肺炎球菌感染症予防接種の費用助成を行うことにより、感染症等の感染予防・重症化予防を図ります。また、接種率向上に向けた周知・啓発を図ります。
- ⌘ 令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を踏まえ、高齢者福祉サービスや介護保険サービスの提供、介護予防、地域づくり活動等、あらゆる活動・サービスにおいて「新しい生活様式」を取り入れ、感染症予防対策の徹底を図ります。

基本施策2 生きがいのある生活への支援

高齢者が心身ともに健やかな生活を送る上で、生きがいをもつことが非常に大きな要素となります。地域の一員として、地域の人々と多様なかかわりをもつことは、日常生活の不安解消や健康づくり、孤立防止にもつながります。文化・生涯学習、スポーツ・レクリエーションなど、一人ひとりの個性や希望、能力に応じて参加できる様々な活動の場の提供や、通いの場の提供、シニアクラブ活動や就労への支援を行うことで、暮らしに生きがいをもてる環境づくりに努めていきます。

【施策の方向】

(1) シニアクラブ活動等への支援

①シニアクラブの活動への支援

- ※ 定例会のサロンなど、高齢者の支えあい活動や地域福祉活動の促進を図るため、シニアクラブが主体的に実施する活動を継続して支援していきます。

②世代間交流の推進

- ※ 小学校や放課後児童クラブなど、高齢者のみでなく幅広い世代が交流することにより豊かな暮らしの創出を図るため、幅広い世代に働きかけ、様々なテーマのプログラムの実施による世代間交流を推進します。

③敬老事業の実施

- ※ 長寿をお祝いするとともに高齢者へ敬意を表することを目的に、毎年9月を敬老月間として敬老事業を行います。
- ※ 88歳を迎える方への記念品の贈呈、100歳を迎える方へのお祝い金の贈呈、100歳以上の方へのお祝いの品の贈呈を行います。
- ※ 敬老会を開催する地区への助成を通して、地域で長寿をお祝いし、高齢者や家族を見守る環境づくりを図ります。

(2) 地域活動・社会活動への参加の促進

①成人向け生涯学習講座の実施

- ※ 絵画や工作などの様々な文化活動を楽しむことのできる成人向け生涯学習講座「さくらアカデミー」を年15回程度開催するとともに、講座内容の充実に努めます。

②河津町文化祭の開催支援

- ※ 高齢者をはじめとしたすべての町民が文化にふれる機会として、河津町文化協会が年1回開催する河津町文化祭の開催を支援します。

③高齢者向け生涯学習講座の開催

- ※ 65歳以上の高齢者向け生涯学習講座として、「寿大学」を年6回程度開催します。

④健康ハイキングの実施

- ※ 高齢者を含む町民の健康づくりを図るため、近郊の目的地に向けて歩く「健康ハイキング」を年2回程度実施します。

⑤各種スポーツ活動の充実

- ※ 高齢者を含む町民のニーズに応じて、健康運動教室や太極拳教室等の各種スポーツ教室を実施するとともに、新たな内容のスポーツ教室の実施について検討していきます。
- ※ スポーツを多くの人とともに楽しむ機会を創出するため、高齢者を含む多くの町民が参加するソフトボール大会を開催する他、賀茂地区唯一の「スローピッチソフトボール（60歳以上の10人制ソフトボール）」チームの姉妹都市との交流試合等の開催を支援します。

⑥男性料理教室の開催

- ※ 河津町社会福祉協議会の事業として、60歳以上の男性が料理を通して「食」に興味をもち、栄養バランスの大切さと作ることの楽しさを学ぶとともに、男性同士の交流促進・孤立防止を目的とした男性料理教室を開催します。
- ※ 実施にあたって、事業の周知と実施内容の充実に努めるとともに、新規参加者の開拓を図ります。

(3) 雇用・就労支援の推進

①シルバー人材センターを通じた就労への支援

- ※ 臨時的・短期的な就業または軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、シルバー人材センター及び地域の事業主と連携しながら、高齢者がもっている知識や経験、希望に応じた就業機会の確保・提供を図ります。

②就業相談の実施

- ※ 就業相談の実施を通じて、高齢者一人ひとりの適性にあった就業の場の確保を図ります。

基本目標2 地域全体で支えあい、すべての高齢者にやさしいまち ～支えあう地域づくりの推進～

基本施策1 地域福祉活動の推進

地域での人間関係が希薄になりがちな現代ですが、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくためには、地域福祉に関する取り組みの充実は欠かせないものとなります。地域福祉とは、自助（住民）、共助（地域）、公助（行政）の3つの力が相互に支えあうことで、地域における福祉を総合的に推進することを指します。身近な暮らしの中で起こる困りごとなどを「自分事」として考え、地域ぐるみの助けあいが促進されるよう意識の啓発を行っていきます。また、地域におけるボランティア活動のさらなる活性化を図るため、活動内容の周知や担い手の育成等による活動支援を推進していきます。

【施策の方向】

（1）地域福祉意識の高揚

①「福祉の心」の醸成

- ✂ ひとり暮らし高齢者や要介護高齢者等を含むすべての高齢者が安心して生活することができるよう、地域福祉の必要性について啓発していきます。
- ✂ 日頃からの住民同士の助けあいが促進されるよう、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識の醸成に向けた啓発を、様々な機会を通して実施していきます。

②住民同士の交流機会の充実

- ✂ 住民同士の交流と相互理解を図るため、性別や年代、障害の有無にかかわらずすべての住民が参加できる地域行事を開催していきます。

③社会資源マップの作成と配布

- ✂ 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためのサービスや活動をまとめた情報集「社会資源マップ」を更新し、希望者や関係団体に配布します。

④介護・介護予防についての普及啓発

- ✂ 介護の日（11月11日）を中心とした期間（11月4日～17日）に、保健福祉センターにて介護予防と介護についての展示を行い、町民全体に介護予防と介護について広く周知していきます。

(2) ボランティア活動の推進

①ボランティアについての周知・啓発

- ⌘ ボランティア団体やボランティア団体による活動の内容について、広報紙や町ホームページ等を活用して広く周知することで、ボランティアへの理解と協力を促進していきます。

②高齢者向けボランティア講座の開催

- ⌘ 高齢者を地域全体かつ住民主体で見守る体制づくりを図るため、高齢者に対するボランティア活動について指導・支援する講座を開催し、内容の充実を図ります。

③ボランティアを担う人材の育成

- ⌘ 新たなボランティアの育成を図るため、生活支援体制整備事業の中で、住み慣れた場所での生活の継続に向けた支援を検討していくとともに、ニーズに応じて新たなボランティアグループを創設できるよう、社会福祉協議会・生活支援コーディネーターと連携した取り組みを推進していきます。

基本施策2 安心・安全なまちづくりの推進

本町において毎年ひとり暮らし高齢者の増加が続く中、高齢者が安心して暮らせる住環境の確保や周辺環境の整備は、ますます重要となっています。高齢者の移動に配慮したまちづくり、交通事故防止の取り組み、高齢者を狙った犯罪被害の予防などについて、地域や関係機関との連携により推進することで、安心・安全に生活できる環境を整備していきます。また、近年相次いで発生している大規模かつ甚大な自然災害に見舞われても、生命を守り、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者への災害時における支援体制を充実させます。

【施策の方向】

(1) 高齢者が住みやすい環境の整備

①公共交通機関利用への支援

- ⌘ 高齢者をはじめとする交通弱者が、駅や役場、日常生活に必要なお店・施設を不自由なく利用することができるよう、満70歳以上の町民を対象にバス回数券の購入代金を助成する「寿回数券制度」による公共交通機関利用への支援を行います。
- ⌘ 公共交通空白地域の解消を図るため、町内4地区を対象に町バスを運行します。

②移動・外出支援

- ⌘ 地域サロン等への送迎や、高齢で買い物等における交通手段がない方への移動・外出支援を実施します。

③ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくり

- ⌘ 高齢者だけでなく、誰にとっても暮らしやすいまちとなるよう、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの考えに基づいて公共施設・道路の整備を行います。

(2) 交通安全対策と防犯体制の整備

①交通安全に向けた啓発

- ⌘ 高齢者の交通事故防止を図るため、関係機関と連携しながら、街頭での広報活動や指導を通して交通安全について啓発していくとともに、交通安全研修会や講習会等の開催を通じた啓発を実施します。
- ⌘ 夜間の交通事故防止対策として、反射材の着用について啓発していきます。

②高齢者の免許返納への支援

- ⌘ 運転免許の返納を検討する高齢者が多くなる見込みを踏まえて、静岡県警察の運転免許自主返納者サポート事業などの支援策について周知していきます。

③高齢者の犯罪被害防止策の推進

- ⌘ 振り込め詐欺等の犯罪被害に高齢者が巻き込まれることのないよう、警察などの関係機関との協力による啓発活動や、広報等を通じて防犯意識の高揚を図ります。

(3) 災害時の支援体制の整備

①相互扶助精神の普及・啓発

- ⌘ 防災活動や災害発生時の対策において土台となる、近所づきあいを大切にし、互いに助けあう相互扶助精神について啓発していきます。
- ⌘ 防災活動や災害発生時の対策において重要な役割を担う自主防災組織や民生委員児童委員との連携を図ります。

②避難行動要支援者の避難行動への支援

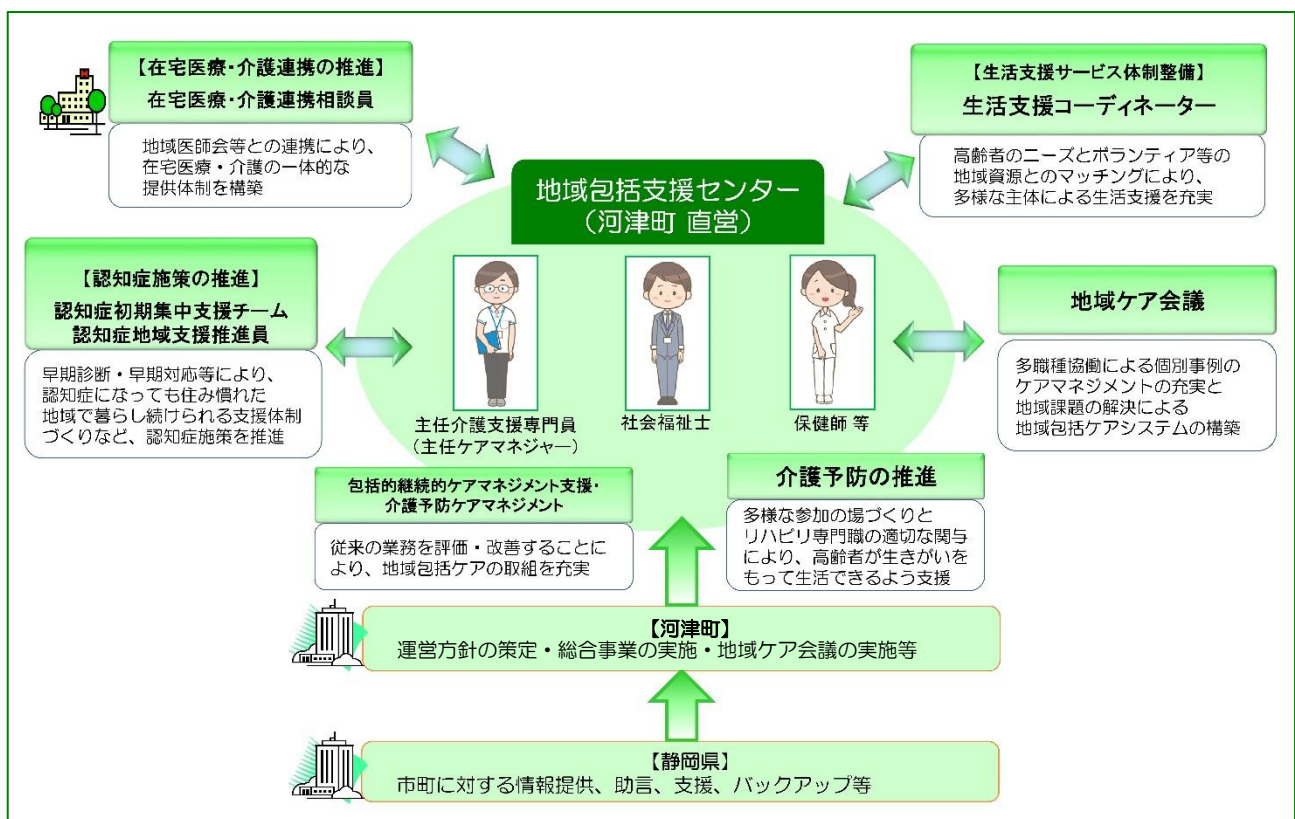
- ⌘ 高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者の避難行動が災害発生時に円滑に行えるよう、避難行動要支援者登録台帳を整備するとともに、自主防災組織・自治会・民生委員児童委員との共有を通じた備えを図ります。
- ⌘ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進します。
- ⌘ 防災マニュアルの作成と内容の更新を通して、地域で行われる防災活動を支援します。

基本目標3 住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまち ～福祉・介護サービスの充実～

基本施策1 地域包括ケアシステムの推進

本町では、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられることを目的に、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの整備を進めています。今後のさらなる高齢化及び認知症高齢者の増加に向けて、地域包括支援センターを中心とする総合相談支援の充実を図ります。また、本町の高齢者実態調査によると、要介護認定者の4人に3人以上が「施設への入所・入居は検討していない」と回答しており、在宅介護へのニーズがみられることから、在宅医療と在宅介護の連携体制はますます重要となっています。さらに、高齢者に対する虐待の未然防止や権利擁護に対する取り組みについても、地域包括支援センターを主軸とした着実な推進を目指します。

【河津町地域包括支援センターのイメージ】



【施策の方向】

(1) 地域包括支援センターの機能強化

①地域包括支援センターの機能強化

- ⌘ 介護や健康、福祉、医療などの様々な面から、地域で暮らす高齢者を支えるための拠点として、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の資格をもった職員がサービスの紹介や相談に応じたり、サービスを提供する関係機関との連絡・調整を行ったりする、町直営の地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ⌘ 地域包括支援センター運営協議会を定期的に行い、業務についての報告と委員からの意見聴取を通してより効果的な事業実施を図ります。

②総合相談支援業務の実施

- ⌘ 高齢者の生活課題や介護保険サービスの利用について、地域包括支援センターの相談窓口において相談支援を行います。
- ⌘ 相談支援の結果、相談者が何らかの支援を必要としているとみられる場合は、保健・医療・福祉・介護・法律・警察等の各関係機関と連携して、適切な支援へのつなぎを図ります。

③介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する支援

- ⌘ 本町を居宅介護支援の範囲としている事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援に向け、介護支援専門員連絡会を年5回程度開催し、介護支援専門員（ケアマネジャー）同士の連携強化やケアマネジメントの後方支援、情報共有、事例検討、適切なサービス提供等を図っていきます。
- ⌘ 主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を対象とした研修会を開催し、相談援助職としての基本姿勢の確認及び支援における能力向上を図ります。

④介護予防ケアマネジメントの実施

- ⌘ 支援が必要とみられる対象者が要介護状態へと移行するのを防ぐため、健康状態の把握や評価、介護予防に係るアセスメントを通して、介護予防ケアプランの作成を行います。
- ⌘ 事業者が作成した介護予防ケアプランについては、評価・助言を行うことでより効果的な事業展開を図ります。

(2) 地域ケア会議の充実

①地域ケア推進会議の実施

- ※ 地域ケア会議で共有された地域課題の把握・解決や支援が困難な事例への対応策の検討を図るため、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業を巻き込んで地域資源の把握や生活支援サービスの開発について検討する「地域ケア推進会議」の実施を行います。

②個別地域ケア会議の開催

- ※ 高齢者が抱える個別課題の解決を図るため、介護支援専門員（ケアマネジャー）や家族からの依頼があった場合や、地域包括支援センターが必要と判断した場合に、個別地域ケア会議を不定期で開催します。

③自立支援型地域ケア会議（ケアプラン点検会議）の開催

- ※ 利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点のもとケアプラン点検を実施した結果、介護支援専門員（ケアマネジャー）だけでなく理学療法士や管理栄養士、歯科衛生士等の多職種による検討が必要であると判断された事例について、自立支援型地域ケア会議（ケアプラン点検会議）を開催して協議検討を行います。

(3) 在宅医療・介護の連携の推進

①在宅医療・介護連携推進事業の実施

- ※ 賀茂地区の1市5町（下田市・河津町・東伊豆町・西伊豆町・松崎町・南伊豆町）で、医療法人社団静岡メディカルアライアンスへの委託により、下記の6事業から構成される在宅医療・介護連携推進事業を実施します。

- 地域の医療・介護の資源の把握
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 切れ目ない在宅医療と提供体制の構築推進
- 医療・介護関係者の情報共有の支援・研修
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 地域住民への普及啓発

- ※ 町内の医療機関及び介護保険サービス提供事業所との連携の強化を通して、地域の高齢者や家族・介護者が在宅で安心して医療・介護を受けることのできる環境づくりを図ります。

②「救急医療情報キット」の配布・周知

- ※ ひとり暮らし高齢者等が円滑に医療・介護を受けることができるよう、かかりつけ医や持病等の医療情報、緊急連絡先等の情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫等に保管しておく「救急医療情報キット」を配布します。また、必要としている人への利用促進に向けてサービスの周知を図ります。

③ACP（Advance Care Planning）の周知啓発

- ※ 「救急医療情報キット」に、「人生の最終段階の医療についての事前指示書」も合わせて配布することで、自分の人生を終えるときにどのような医療を受けたいか自身の希望をまとめ、身近な人と共有する「ACP（Advance Care Planning）」について考える機会づくりを図ります。

（4）虐待防止・権利擁護の推進

①高齢者の虐待防止の推進

- ※ 高齢者への虐待を防止するため、高齢者虐待についての認識について広く周知していくとともに、社会福祉士による相談窓口について周知していきます。
- ※ 実際に虐待が疑われるケースについては、警察署などの地域の関係機関と連携しながら、被害者と加害者、養護者のそれぞれに対する適切な対応を図ります。

②権利擁護の推進

- ※ 高齢者からの権利擁護に関する相談内容に、役場や地域包括支援センターにおいて対応します。
- ※ 認知症高齢者や判断能力の低下がみられる高齢者に対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護に関する支援策の紹介・利用案内を行います。

③成年後見制度の利用促進

- ※ 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増えていることを踏まえて、認知症や知的障害・精神障害等により判断能力に不安のある人に対し、日常的な金銭管理やサービス利用等を支援する制度である成年後見制度の利用について、広報紙などを活用して制度の利用について周知していくとともに、必要としている人が適切に利用できるよう支援していきます。
- ※ 認知症や知的障害・精神障害などの理由で判断能力の不十分な高齢者を対象に、町長申立てによる成年後見制度の申立てに対し、その経費や成年後見人等の報酬を助成します。
- ※ 成年後見制度を適切に提供する体制を確保するため、制度を支える市民後見人を担う人材の確保・育成に向けた市民後見人養成講座、フォローアップ講座を実施します。

基本施策2 総合的な認知症施策の推進

今や認知症は誰もがかわる可能性のある身近な病気であり、今後、認知症高齢者はさらなる増加が見込まれています。本町の高齢者実態調査によると、健康について知りたいことの第1位は「認知症の予防について」(35.0%)であり、関心の高さがうかがえます。早い段階での適切な対応や治療により、認知症になることや病状の進行を遅らせることができることの周知の他、認知症に関する誤った情報による様々な誤解や偏見をなくし、正しい知識と理解を広めていくことが重要です。また、家族介護者が現在の生活を継続するにあたり不安を感じる介護として、「認知症状への対応」が最も多く4割以上を占めています。認知症の人を自宅でケアする家族等は、身体的・精神的な負担が大きく、悩みを抱えやすい傾向にあることから、家族への支援や孤立を防ぐ体制強化も必要となっています。こうした現状を踏まえて、認知症に対する理解の促進、早期診断・早期対応の充実、認知症の人の地域における日常生活・家族支援の強化の3つの柱を中心とした総合的な認知症施策を推進していきます。

【施策の方向】

(1) 認知症に対する理解の促進

①認知症ケアパスの普及啓発

- ※ 認知症の症状や段階、認知症の人と家族介護者の相談窓口等についての情報等についてまとめた河津町版認知症ケアパスを、町民に幅広く公表し、認知症に対する理解促進を図ります。
- ※ 認知症ケアパスの内容については、町・地域包括支援センター・認知症キャラバンメイト等が連携・協力しながら定期的な見直しを行います。

②認知症サポーターの養成

- ※ 認知症に関する正しい知識の普及を図るとともに、認知症の人とその家族介護者を見守るサポーターを養成していくため、認知症地域支援推進員や認知症キャラバンメイトと連携しながら、地域住民や職域、小中学生などを対象とした認知症サポーター養成講座を行います。
- ※ 認知症サポーター養成講座を受講した人を対象に、認知症に対するさらなる理解を深め、認知症の人を支える役割を担う人材の育成を目的とした「認知症サポーターステップアップ講座」を開催します。また、地域の関係者等と連携しながら、講座受講者の活躍の場の拡充を図っていきます。

【認知症施策の実績及び計画】

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症キャラバンメイト						
養成人数（人）	2	0	1	1	1	1

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター講座						
開催回数（回）	0	3	2	3	3	3
養成人数（人）	0	33	20	40	30	40
キッズサポーター養成人数（人）	0	21	16	20	20	20

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーターステップアップ講座						
開催回数（回）	1	0	1	1	1	1
養成人数（人）	14	0	10	10	10	10

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員						
配置数（人）	1	1	1	1	1	1

（2）早期診断・早期対応の充実

①認知症初期集中支援チームによる支援

- ⌘ 認知症の人やその家族に対し、早期に包括的・継続的支援を行うため、医師や保健師、社会福祉士等で構成される認知症初期集中支援チームを河津町地域包括支援センターに設置し、認知症の人が必要としている支援を提供していきます。

②認知症地域支援推進員の活動支援

- ⌘ 地域における認知症施策を展開する「認知症地域支援推進員」の活動を支援し、認知症の人とその家族介護者の相談支援や、関係機関との連絡調整等を行います。
- ⌘ 認知症の人を地域で支援するための、多職種が参加する研修会を行います。

(3) 地域での日常生活・家族支援の強化

①見守りネットワークの推進・活用

- ⌘ 徘徊症状のある認知症高齢者の安全確保と家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るため、認知症SOS見守りネットワークの構築を図ります。

②家族介護者に対する相談支援の充実

- ⌘ 家族介護者が、認知症の人の介護方法だけでなく、日頃の介護の悩みなどについても気軽に話しあうことのできる機会を継続して提供していきます。

③認知症カフェの開催

- ⌘ 認知症の人及び家族介護者が気軽に参加でき、地域の情報交換や相談をすることのできる認知症カフェを定期的で開催し、当事者同士の交流を促進するとともに、家族介護者の負担軽減を図ります。
- ⌘ 認知症カフェについて、町内の複数の地域で開催できるよう、引き続き関係者等と検討していきます。

④専門知識を有する関係者による支援

- ⌘ 認知症による行動・心理症状等について対応が困難な事例に対し、医療や介護における専門知識及び経験を有する者が助言等の個別支援を行います。
- ⌘ 支援を必要としている人が利用できるよう、事業の周知に努めます。

⑤若年性認知症への支援

- ⌘ 若年性認知症に関する相談を地域包括支援センターにおいて受け付けるとともに、必要に応じて認知症疾患医療センターや「若年性認知症コールセンター」、「認知症コールセンター」等の専門の支援機関につなげます。

基本施策3 高齢者生活支援サービスの充実

高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加する中、要介護状態となっても、多くの高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活することを希望しています。この希望の実現のために、要支援・要介護認定の有無を問わず必要とされる、突発的なものから一時的・定期的なものまで、個々の日常生活の困りごとに寄り添った生活支援を充実させていくことが必要です。本町では、地域包括支援センターにて高齢者やその家族からの相談全般を受け付け、内容に応じて必要な生活支援サービスにつなげています。また、在宅介護を行う家族に対しても、家族介護支援サービスの提供により、経済的・精神的な負担の軽減に努めていきます。

【施策の方向】

(1) 生活支援サービス提供体制の充実

①生活支援コーディネーターの配置

- ⌘ 地域ケア会議等で挙げた地域課題の解決を図るため、生活支援等のサービス提供体制において、調整機能を果たす役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、活動を支援します。
- ⌘ 生活支援コーディネーターの活動を支援することにより、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けた資源開発及びネットワークの構築を推進していきます。

②協議体の設置と協議の実施

- ⌘ 生活支援コーディネーターや地域のサービス提供者等が、情報共有と連携強化を目的として集まる協議体を設置し、課題解決につながる地域資源の発掘や支援策の検討、地域の事業者等への働きかけ等の各種調整を図ります。

③生活支援サービスの集約と組織化

- ⌘ 住民により、地域における助けあいとして行われてきたサービスや活動の集約と組織化を図るとともに、町が実施する制度的サービスとの連動性を高めることでより効果的な生活支援の推進を図ります。

(2) ひとり暮らし高齢者等支援サービスの充実

①多様な主体による見守りの推進

- ⌘ 社会福祉協議会の事業として、高齢者が地域において自立した生活を継続できるよう、ひとり暮らし高齢者の居宅を訪問し、弁当の配布と安否確認等の実施による見守り活動を行います。
- ⌘ 地域における見守りネットワークの構築に向けて、社会福祉協議会や民生委員児童委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域住民等と連携した見守り支援を図ります。

②ひとり暮らし高齢者緊急通報システムの整備

- ⌘ ひとり暮らしの高齢者の居宅に緊急通報用の機器を貸与し、緊急時における連絡体制を整備することで高齢者の生活の安全の確保を図ります。

③ひとり暮らし高齢者同士の交流の推進

- ⌘ 社会福祉協議会の事業として、ひとり暮らし高齢者を対象に、仲間同士で食事をしながら過ごす昼食交流会を定期的を実施します。

(3) 在宅生活支援サービスの充実

①住宅改修理由書作成の助成

- ⌘ 在宅の要支援・要介護認定者がいる世帯において、他の介護サービス（介護予防サービス）を利用しない人が住宅改修を行う場合、介護支援専門員（ケアマネジャー）による住宅改修費支給申請理由書の作成に対し、手数料の助成を行います。

②訪問理美容サービスの提供

- ⌘ 歩行困難や寝たきり、傷病等の理由により外出が困難で理髪店または美容院に行くことが困難な高齢者の居宅に、理容師または美容師を派遣し、理美容サービスを提供します。
- ⌘ 必要としている人がサービスを利用できるよう、利用できる条件や利用方法等について周知していきます。

③介護用品の支給による在宅高齢者がいる世帯への支援

- ⌘ 住民税非課税の、寝たきり等の要介護高齢者（要介護3以上）を在宅で介護している家族等の経済的・精神的負担の軽減を図るため、紙おむつや尿とりパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーの給付券を交付します（要介護3は紙おむつのみ）。

(4) 家族介護支援サービスの充実

①高齢者の一時的保護の実施

- ⌘ 在宅の高齢者等について、病気その他の理由により家庭における介護を行うことが困難になったときに、高齢者等を一時的に施設にて保護することにより高齢者とその家族の福祉の向上を図ります。
- ⌘ 福祉介護課や地域包括支援センターでの相談対応において、利用が必要と判断した方に対して、事業の紹介と利用促進を図っていきます。

②介護手当の支給

- ⌘ 在宅の寝たきり高齢者・認知症高齢者を常時介護している家族介護者を対象に、介護手当を支給します。

③介護家族の会による活動支援

- ⌘ 在宅介護を行っている家族介護者の交流とリフレッシュの場である介護家族の会の活動・運営について、サンシニア河津や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携しながら支援していきます。
- ⌘ 介護家族の会が主催して実施している、在宅介護を行う家族介護者等を対象に、要介護認定者の状態の維持・改善を図るための適切な介護に関する知識や技術の習得を目的とした介護教室について、サンシニア河津や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携しながら支援していきます。
- ⌘ 介護家族の会について、町の広報紙や民生委員児童委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）等を通じて在宅介護を行う家族介護者に周知し、入会の促進を図ります。

④ヤングケアラーの存在を踏まえた家族介護者支援

- ⌘ 在宅で介護している家族が、家族の介護や世話、家事を日常的にしている18歳未満の子どもを指す「ヤングケアラー」に該当しているとみられる際に、相談支援や実態調査、指導等の適切な支援へとつなげることのできるよう、関係機関等との連携や情報共有による体制整備を図ります。

基本施策4 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

高齢化の進行による介護需要の増加のため、介護サービスの量・質の確保は喫緊の課題となっていることから、なるべく介護を必要としない状態を維持するための取り組みの重要性が高まっています。こうしたことから、介護を必要としていない高齢者を対象に、その身体機能や認知機能の低下を最小限に抑え、できる限り介護を必要としない期間を延ばすことを目的とした介護予防事業は、今後さらなる充実が求められます。加えて、介護予防を充実させることは、将来的な介護サービスの必要量や介護保険料の抑制にも効果が期待できることから、介護予防の必要性の周知、様々な機会を活用した介護予防事業への参加勧奨など、気軽に介護予防に取り組める環境づくりを進めていきます。

【施策の方向】

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

①訪問型サービス

- ※ ホームヘルパー等が高齢者の居宅を訪問し、身体機能向上のための身体介護や生活援助を行います。
- ※ サービスの対象者は、要支援1・2の認定を受けた方、もしくは基本チェックリストの結果により必要と認められた方です。
- ※ NPOや民間企業、ボランティアなどと連携し、実施体制を整備していきます。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス						
利用者数（人）	31	31	24	33	33	33

②通所型サービス

- ※ サービスの対象者は、要支援1・2の認定を受けた方、もしくは基本チェックリストの結果により必要と認められた方です。
- ※ 従来の介護予防通所介護に相当するサービスの他、それ以外の多様なサービスを提供していくことができるよう、地域で活動するボランティア団体等と連携し、計画的な実施体制の整備に努めます。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所型サービス						
利用者数（人）	24	26	23	28	28	28

②-1. 運動器の機能向上プログラム

- ⌘ 運動器の機能が低下している、またはそのおそれがある高齢者に対して、運動器の機能向上に係る個別計画を作成するとともに、計画に沿った有酸素運動やストレッチ、簡易な器具を用いた運動等を実施し、運動器の機能の維持・向上に向けた支援を行います。

②-2. 栄養改善プログラム

- ⌘ 低栄養状態にある、またはそのおそれがある高齢者に対して、栄養状態を改善するための個別の計画を作成し、計画に基づいて個別の栄養相談や集団的な栄養教育等を実施することにより、低栄養状態の改善を図ります。

②-3. 口腔機能の向上プログラム

- ⌘ 口腔機能が低下している、またはそのおそれがある高齢者に対し、個別の計画を作成し、計画に基づいて摂食・嚥下機能の訓練や口腔清掃等の自立支援を実施し、口腔機能の向上を図ります。

(2) 一般介護予防事業の充実

①介護予防把握事業

- ⌘ 通所系のサービスを利用している方や入院されている方を除く、町内在住の90歳以下の高齢者の居宅を介護福祉士等（一般介護予防スタッフ）が訪問し、基本チェックリストの実施や健康状態の確認、一般介護予防教室等の紹介を実施します。
- ⌘ 地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

②介護予防普及啓発事業

- ⌘ 65歳以上の方を対象に、生きがいづくりと介護予防を目的に、レクリエーションや高齢者同士の交流、軽度な運動を中心とした一般介護予防教室を実施します。
- ⌘ 管理栄養士と歯科衛生士を派遣して、栄養改善及び口腔機能の向上に関する講演を実施します。
- ⌘ 保健福祉センターや高齢者いきいきセンターに、介護予防に関するパンフレットを配架し、介護予防についての情報発信を図ります。
- ⌘ シニアクラブを対象に、介護予防に関する内容の出前講座を行います。
- ⌘ 一般介護予防事業において、ボランティアによる参加者の見守りや声かけ、講師等の補助を行います。
- ⌘ 介護予防に向けた運動教室を実施する事業者の拡大や、より多くの会場で多くの人に参加してもらうための方策について検討していきます。

③地域介護予防活動支援事業

- ※ 介護予防に対する意識を向上させるとともに要介護認定者の減少を図るため、介護予防を目的とした自主グループの運営や自主的な介護予防活動について支援します。
- ※ 活動1回につき1ポイント付与し、40ポイントで健康マイレージの特典（ふじのくにいきいきカード配布・賞品の当たる抽選会へ応募）を利用できる介護に関するボランティア活動を運用することで、地域における介護予防活動の促進を図ります。

④一般介護予防事業評価事業

- ※ 介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

- ※ 地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所・訪問・地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の積極的な関与を図り、介護職員等への介護予防に関する技術的助言の支援等を実施していきます。

基本施策5 介護サービスの提供体制の充実

少子化・核家族化の進展など、介護を支えてきた家族をめぐる状況の変化を背景に、平成12年4月、高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みとして介護保険制度が開始されました。要支援・要介護認定者が必要なサービスを実際に利用できるようにするためにも、利用者のニーズの的確な把握や、事業者の参入促進などのあらゆる方策により、必要なサービス量の確保に努めていきます。

< 介護保険サービスの概要 >

介護保険サービスは、要介護認定者に対するサービス【介護サービス】と、要支援者に対するサービス【介護予防サービス】に分かれて提供されています。

また、高齢者が要介護状態等になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように【地域密着型サービス】が平成18年度に類型化され、このサービスについては、本町がサービス事業者の指定、指導・監督権限をもっています。

	県が指定・監督を行うサービス	町が指定・監督を行うサービス	
介護サービス	<p>★居宅サービス</p> <p><訪問サービス></p> <p>①訪問介護（ホームヘルプサービス） ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導</p> <p><通所サービス></p> <p>⑥通所介護（デイサービス） ⑦通所リハビリテーション</p> <p><短期入所サービス></p> <p>⑧短期入所生活介護（ショートステイ） ⑨短期入所療養介護（ショートステイ）</p> <p>⑩福祉用具貸与 ⑪特定福祉用具購入費 ⑫住宅改修費 ⑬特定施設入居者生活介護</p>	<p>【地域密着型サービス】</p> <p>①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③地域密着型通所介護 ④認知症対応型通所介護 ⑤小規模多機能型居宅介護 ⑥認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑨看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>⑭居宅介護支援</p>	
介護予防サービス	<p>★施設サービス</p> <p>①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設</p> <p>③介護医療院</p>	<p>★介護予防サービス</p> <p><訪問サービス></p> <p>②介護予防訪問入浴介護 ③介護予防訪問看護 ④介護予防訪問リハビリテーション ⑤介護予防居宅療養管理指導</p> <p><通所サービス></p> <p>⑦介護予防通所リハビリテーション</p> <p><短期入所サービス></p> <p>⑧介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ⑨介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）</p> <p>⑩介護予防福祉用具貸与 ⑪特定介護予防福祉用具購入費 ⑫介護予防住宅改修費 ⑬介護予防特定施設入居者生活介護</p>	<p>【地域密着型介護予防サービス】</p> <p>④介護予防認知症対応型通所介護 ⑤介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑥介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</p> <p>⑭介護予防支援</p>

※サービスの番号は、次ページ以降の各サービスの番号と一致しています。

第8期計画における実績値と第9期計画における計画値

第8期実績の令和3年度と令和4年度については、「地域包括ケア『見える化』システム」の利用実績を、令和5年度については、4月実績から9月実績をベースに拡大して記載しています。

第9期計画値については、国より提示された「地域包括ケア『見える化』システム」で第8期実績から推計された数値をベースに、補正等を行って見込んでいます。

(1) 居宅サービス

*サービスの名称の前半に“介護予防”と明記されているものは要支援者を対象としたサービスです。

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が在宅を訪問して、入浴、排泄等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護						
利用量（回／年）	20,998	21,532	22,553	20,796	21,120	21,348
利用者数（人／年）	996	1,032	936	1,044	1,056	1,068

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

入浴設備を備えた車（入浴車）で、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の家庭を訪問して、入浴の介助を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴介護						
利用量（回／年）	396	276	257	502	502	502
利用者数（人／年）	84	60	72	108	108	108
介護予防訪問入浴介護						
利用量（回／年）	0	0	0	0	0	0
利用者数（人／年）	0	0	0	0	0	0
合計						
利用量（回／年）	396	276	257	502	502	502
利用者数（人／年）	84	60	72	108	108	108

③訪問看護・介護予防訪問看護

通院困難な利用者に対して、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士、作業療法士等が家庭を訪問し、主治医と連絡をとりながら、療養上の看護を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問看護						
利用量（回／年）	4,483	5,425	5,058	5,400	5,400	5,400
利用者数（人／年）	516	564	648	600	600	600
介護予防訪問看護						
利用量（回／年）	610	352	364	600	600	600
利用者数（人／年）	96	60	60	96	96	96
合計						
利用量（回／年）	5,093	5,777	5,422	6,000	6,000	6,000
利用者数（人／年）	612	624	708	696	696	696

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が在宅を訪問して、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション						
利用量（回／年）	572	58	42	673	673	673
利用者数（人／年）	48	12	11	72	72	72
介護予防訪問リハビリテーション						
利用量（回／年）	155	110	342	179	179	179
利用者数（人／年）	24	12	36	24	24	24
合計						
利用量（回／年）	727	168	384	852	852	852
利用者数（人／年）	72	24	47	96	96	96

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅療養管理指導						
利用者数（人／年）	300	300	240	312	312	312
介護予防居宅療養管理指導						
利用者数（人／年）	0	24	24	24	24	24
合計						
利用者数（人／年）	300	324	264	336	336	336

⑥ 通所介護（デイサービス）

介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護						
利用量（回／年）	9,540	9,228	8,827	9,708	9,852	9,972
利用者数（人／年）	1,116	1,092	996	1,116	1,128	1,140

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院等の医療施設に通い、当該施設において心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所リハビリテーション						
利用量（回／年）	3,182	2,825	2,304	3,418	3,508	3,676
利用者数（人／年）	468	384	312	468	480	504
介護予防通所リハビリテーション						
利用者数（人／年）	60	60	72	72	72	72
合計						
利用量（回／年）	3,182	2,825	2,304	3,418	3,508	3,676
利用者数（人／年）	528	444	384	540	552	576

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等老人福祉法に規定する短期入所施設に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の介護、機能訓練を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所生活介護						
利用量（日／年）	3,934	3,800	3,214	4,484	4,592	4,700
利用者数（人／年）	480	480	444	516	528	540
介護予防短期入所生活介護						
利用量（日／年）	16	13	14	60	60	60
利用者数（人／年）	2	2	3	12	12	12
合計						
利用量（日／年）	3,950	3,813	3,228	4,544	4,652	4,760
利用者数（人／年）	482	482	447	528	540	552

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所療養介護						
利用量（日／年）	1,292	1,262	1,164	1,326	1,326	1,296
利用者数（人／年）	180	168	180	180	180	180
介護予防短期入所療養介護						
利用量（日／年）	0	10	6	6	6	6
利用者数（人／年）	0	3	3	3	3	3
合計						
利用量（日／年）	1,292	1,272	1,170	1,332	1,332	1,302
利用者数（人／年）	180	171	183	183	183	183

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るため、あるいは、機能訓練等のために福祉用具の貸与を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉用具貸与						
利用者数（人／年）	1,692	1,596	1,524	1,464	1,464	1,512
介護予防福祉用具貸与						
利用者数（人／年）	252	252	336	324	336	336
合計						
利用者数（人／年）	1,944	1,848	1,860	1,788	1,800	1,848

⑪特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

貸与になじまない用具（例えば、入浴または排泄の用に供する福祉用具等（特殊尿器等））を利用者が購入したときに、その費用の9割相当額を償還払いで支給します。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定福祉用具購入費						
利用者数（人／年）	22	20	24	24	24	24
特定介護予防福祉用具購入費						
利用者数（人／年）	6	13	12	12	12	12
合計						
利用者数（人／年）	28	33	36	36	36	36

⑫住宅改修費・介護予防住宅改修費

日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等住宅改修に対して、その費用を償還払いによって給付することで、在宅の介護を支援するものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修費						
利用者数（人／年）	15	10	11	12	12	12
介護予防住宅改修費						
利用者数（人／年）	8	4	8	12	12	12
合計						
利用者数（人／年）	23	14	19	24	24	24

⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護認定者等について、計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定施設入居者生活介護						
利用者数（人／年）	228	192	156	252	252	252
介護予防特定施設入居者生活介護						
利用者数（人／年）	24	36	24	36	36	36
合計						
利用者数（人／年）	252	228	180	288	288	288

⑭居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が在宅で介護を受ける方の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画（居宅介護サービス計画）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整等を行うものです。

介護予防支援は、利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、地域包括支援センターにより作成された介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援						
利用者数（人／年）	2,844	2,664	2,436	2,412	2,436	2,496
介護予防支援						
利用者数（人／年）	336	336	456	420	420	432
合計						
利用者数（人／年）	3,180	3,000	2,892	2,832	2,856	2,928

《施策の方向》

- ⌘ 供給量を十分に確保し、質の高いサービスを選択できるよう、県の指定を受けた民間事業者へ働きかけます。
- ⌘ 介護支援専門員（ケアマネジャー）やサービス提供事業所と連絡をとりながら、利用者のニーズに応じたサービス基盤の確保に努めます。
- ⌘ 訪問介護員（ホームヘルパー）の質の向上と新たな人材の育成及び確保を図るため、県や関係機関が実施する研修会や講演会等への積極的な参加を促します。
- ⌘ 福祉用具の機能についての理解や利用普及のため、広報を行い、サービス周知に努めます。
- ⌘ 利用者や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）、住宅改修業者（福祉住環境コーディネーター）がともに連携し、利用者にとって効率的かつ納得のいく住宅改修となるよう、連携体制を整え、支援していきます。

(2) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設では入所者に、施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設						
利用者数（人／年）	912	1,020	1,056	1,080	1,080	1,080

②介護老人保健施設

介護老人保健施設では入所者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人保健施設						
利用者数（人／年）	480	432	396	456	468	480

③介護医療院

介護医療院は、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護施設で、要介護認定者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護医療院						
利用者数（人／年）	24	36	24	36	84	84

《施策の方向》

- ⌘ 適正な整備量と配置に配慮しつつ、必要なサービス量が確保できるよう関係機関と調整していきます。
- ⌘ 施設の安全面や衛生面の向上に関して事業者への指導に努めるとともに、施設職員等の資質や技術の向上を図るための研修会等の参加を支援します。
- ⌘ 事業所に対し、身体拘束ゼロ宣言の掲示、具体的な取り組み等を確認しながら、身体拘束廃止について、一層の推進に努めます。

(3) 地域密着型サービス

可能な限り、自宅または住み慣れた地域において、自立した日常生活を営めるよう、身近な地域で提供されることが適切なサービス類型として、『地域密着型サービス』が第3期計画（平成18年度）からスタートしました。第5期計画から「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」の2つのサービスが加わり、平成28年度から小規模な通所介護が「地域密着型通所介護」に移行したため、現在9つの地域密着型サービスが提供可能となっています。

これらのサービスについては、日常生活圏域別に整備目標を設けてサービスを提供していく必要があり、サービス事業者の指定は、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスを行う事業所ごとに町長が行うこととなっています。

地域密着型サービスの種類

サービス名称	対象者		サービス内容
	要介護者	要支援者	
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う
②夜間対応型訪問介護	○	×	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施
③地域密着型通所介護	○	×	利用定員18人以下の通所介護
④認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	○	○	認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護(デイサービス)
⑤小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	○	○	29人以下が登録し、様態に応じて18人以下が通い(デイサービスや訪問介護)、9人以下が泊まり(ショートステイ)のサービスを実施
⑥認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	○	○	グループホーム
⑦地域密着型 特定施設入居者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設(有料老人ホーム等)
⑧地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム
⑨看護小規模多機能型居宅介護	○	×	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護のサービスの一体的な提供を行う

地域密着型サービスと居宅・施設サービスの特徴

相違点	地域密着型サービス・ 地域密着型介護予防サービス	居宅サービス・ 施設サービス
1 利用可能な人	原則として、その市町村の被保険者のみが利用	他市町村の被保険者でも利用可能
2 事業者に対する権限	市町村が指定、指導、監督等を実施	県が指定、指導、監督等を実施
3 定員などの基準や報酬単価の設定	地域の実情に応じた基準や報酬単価を市町村が決定	全国一律の基準や報酬単価を適用
4 計画値の設定 (計画書への掲載単位)	日常生活圏域ごとに計画値を掲載	市町村単位で一括して目標値を掲載
5 設定のあり方	公平・公正の観点から、地域住民や保健医療福祉関係者等で構成される「地域密着型サービス運営委員会」における審議を要する	/

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問や随時通報により要介護認定者宅へ訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。また、医師の指示により、看護師等が要介護認定者宅で療養上の世話または診療の補助を行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
利用者数（人／年）	0	0	0	0	0	0

②夜間対応型訪問介護

在宅でも、夜間を含めた24時間を安心して生活できることを目的に、定期的な巡回訪問及び通報等による随時対応により、要介護認定者の在宅でのケアを行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
夜間対応型訪問介護						
利用者数（人／年）	0	0	0	0	0	0

③地域密着型通所介護

利用定員 18 人以下の小規模の介護施設等に通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型通所介護						
利用量（回／年）	5,340	4,916	4,726	5,292	5,412	5,508
利用者数（人／年）	672	600	540	636	648	660

④認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症のある要支援・要介護認定者に対し、認知症専用単独型や認知症併設型のデイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、及びその他の日常生活上の世話や機能訓練を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型通所介護						
利用量（回／年）	22	168	512	262	262	262
利用者数（人／年）	0	12	48	24	24	24
介護予防認知症対応型通所介護						
利用量（回／年）	0	0	0	0	0	0
利用者数（人／年）	0	0	0	0	0	0
合計						
利用量（回／年）	22	168	512	262	262	262
利用者数（人／年）	0	12	48	24	24	24

⑤小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

在宅における生活の継続支援を目的に、通いを中心として要支援・要介護認定者の様態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型居宅介護						
利用者数（人／年）	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護						
利用者数（人／年）	0	0	0	0	0	0
合計						
利用者数（人／年）	0	0	0	0	0	0

⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態にある要支援・要介護認定者が5～9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を受けます。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護						
利用者数（人／年）	84	60	108	96	96	96
介護予防認知症対応型共同生活介護						
利用者数（人／年）	0	0	0	0	0	0
合計						
利用者数（人／年）	84	60	108	96	96	96

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

入居者が要介護認定者とその配偶者に限定されている、定員29人以下の有料老人ホーム等に入所している要介護認定者に対してケアを行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型特定施設入居者生活介護						
利用者数（人／年）	0	0	0	0	0	0

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護認定者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うものです。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
利用者数（人／年）	0	0	0	0	0	0

⑨看護小規模多機能型居宅介護

要介護認定者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護と訪問介護等を組み合わせて一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行います。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
看護小規模多機能型居宅介護						
利用者数（人／年）	12	84	108	120	132	132

生活圏域別 必要利用定員数

（月あたり：人）

	第9期 計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0

《施策の方向》

- ⌘ 地域の実情や本計画の見込量を勘案しつつ、事業者の指定、指定の取り消し、指定基準や介護報酬の設定を行います。
- ⌘ 事業者や介護支援専門員（ケアマネジャー）との協議を通じて、サービスの質の向上を促進する他、事業実績を把握しながら不足しているサービスなどの情報収集に努めます。

(4) 市町村特別給付

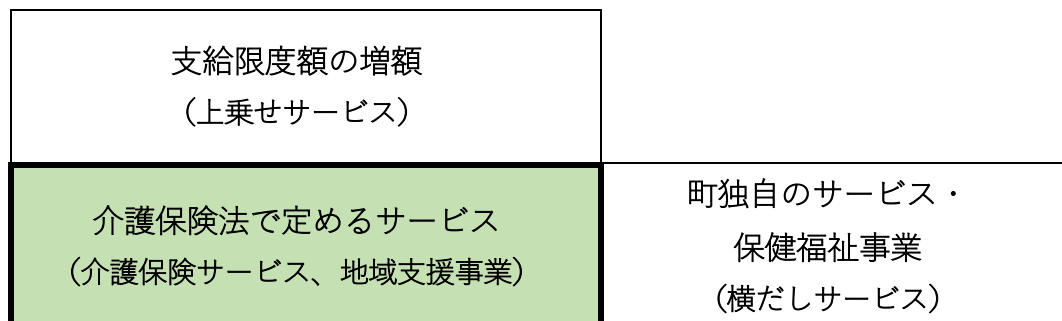
市町村特別給付及び保健福祉事業は、介護保険法で定めるサービス以外に、本町独自のサービスや保健福祉事業（横だしサービス）、支給限度額の増額（上乘せサービス）を行うものです。費用は第1号被保険者の保険料で全額を賄うことになっています。

第9期事業計画（令和6～8年度）においては、市町村特別給付として、前期計画から引き続き、介護手当の支給を行います。また、在宅介護者の支援のため介護用品の支給も行います。

介護手当：寝たきり高齢者等1人につき月々5,000円、住民税非課税世帯については1人につき月々7,000円を支給します（ただし、要介護4または5の住民税非課税世帯で、介護保険サービスを6か月利用しなかった場合は月々15,000円）。

介護用品の支給：住民税非課税の寝たきり等の要介護高齢者（要介護3以上）を在宅で介護している家族等の経済的・精神的負担の軽減を図るため、紙おむつや尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーの給付券を交付します（要介護3は紙おむつのみ）。

市町村特別給付・保健福祉事業のイメージ



また、補足給付として、高額介護（予防）サービス費、特定入所者介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費があります。

高額介護（予防）サービス費は、介護保険において、要介護認定者等が1か月に支払った介護サービス費用の利用者負担額（1～3割）が、世帯の合計額で一定の上限額を超えたときに、その超えた部分について支給される給付です。所得区分によって3段階に分けて限度額が設定されていますが、福祉用具購入・住宅改修費の1～3割負担や施設サービス等での食費・居住費、その他の日常生活費等は含みません。

特定入所者介護サービス費は、介護保険の施設サービスなどの居住費・食費が低所得者の方に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を保険給付するものです。

また、高額医療合算介護（予防）サービス費は、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を保険給付するものです。

(5) 自立支援・重度化防止等の取り組み

本計画期間中の令和7年には、団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となることから、全国で要介護認定者の増加が予想されます。介護保険制度の持続可能性を維持しつつ、高齢者の生活機能の保持を図ることで、自立した日常生活を過ごすことのできる体制を確立することが喫緊の課題となっています。

こうした現状を踏まえて、国は各保険者が策定する介護保険事業計画において、高齢者の地域における自立した日常生活への支援や、要介護状態への移行の予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止に向けた取り組み及び目標設定を行うこととしました。

特にリハビリテーションについては、要支援・要介護認定者が本人の状態に応じて、生活している地域において、必要なリハビリテーションを利用しながら健康に暮らすことのできる体制を整備することで、「地域リハビリテーションのあるべき姿」を示すことが求められています。

本町の地域リハビリテーション推進に向けた主な取り組みは、以下の通りです。

①「はつらつ健康体操」の放映

- ✎ 自発的な健康づくりや介護予防への関心を多くの高齢者にもってもらえるよう、町内在住の専門職の協力により、ケーブルテレビを利用して、月曜日から土曜日の午前6時30分、7時、7時30分に「はつらつ健康体操朝編」を、午前11時10分と午後5時10分から「はつらつ健康体操」を放映します。

②専門職との連携による介護予防の推進

- ✎ 町内にある伊豆今井浜病院、伊豆高原訪問看護ステーション河津事務所や賀茂圏域地域リハビリテーション強化推進事業広域支援センターの熱川温泉病院の専門職などにサロンや介護予防教室における講師等の協力を依頼し、連携のもとで介護予防を推進していきます。

③介護職員向けの意識啓発

- ✎ 介護職においても、自立支援の視点を高齢者の日常生活支援に取り入れてもらう必要があることから、介護の専門職向けに研修会の開催や地域ケア会議、ケアプラン点検などを通してリハビリテーションに関する意識啓発を図るとともに、介護専門職とリハビリ専門職の連携強化に努めていきます。

指標として、リハビリテーション指標であるサービス事業所数や定員、専門職の従事者数などを用いることは、町内には事業所数が少なく専門職も少ないことから効果的な指標設定が難しいため、第8期介護保険事業計画と同様、サロンや介護予防教室への専門職派遣の回数、地域ケア会議への派遣回数やケーブルテレビでの視聴状況により検証を行っていきます。

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議						
開催回数（回）	3	4	4	4	4	4
自立支援・重度化防止のための地域ケア会議						
開催回数（回）	1	1	1	1	1	1

本町では加えて、住み慣れた地域で生きがいをもって自立した暮らしを送ることができるよう、以下の5つのテーマに基づく7項目の指標について、数値目標を設定して重点的に取り組んでいきます。

①地域包括支援センター・地域ケア会議

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別事例の検討を行う地域ケア会議						
開催回数（回）	4	3	4	5	5	5

②在宅医療・介護連携

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護医療にかかわる多職種の関係者が参加する研修会及び町民を対象とした啓発のための研修会						
実施回数（回）	1	3	3	3	3	3

③認知症総合支援

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チームの推進						
支援実施回数（ケース）	0	0	0	1	1	1
認知症カフェ						
開催回数（回）	8	11	11	11	11	11

④介護予防・日常生活支援

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場の参加者						
参加者数（人）	189	308	350	350	350	350
地域リハビリテーション活動支援事業						
実施回数（回）	2	2	2	2	2	2

⑤生活支援体制の整備

	実績値（令和5年度は見込）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーター（専従）の設置						
設置人数（人）	1	1	1	1	1	1

(6) 介護保険の円滑な運営

介護保険の円滑な運営を図るため、以下の8項目の取り組みを推進していきます。

①介護保険制度の普及啓発

- ⌘ 高齢者やその家族が、介護保険制度の趣旨や介護認定の仕組み、サービスの種類と内容、介護保険料等の介護保険制度に対する理解を深め、改めて介護保険制度における自立支援の視点について周知をすることは、介護保険の安定的な運営やサービスの円滑な利用の基本となります。そのため、広報紙やホームページ、パンフレット等により、介護保険制度のさらなる周知に努めます。
- ⌘ 高齢化の進展に伴い、介護保険に係る費用は今後増大していくと考えられることから、将来介護を必要としないで元気に過ごしていけるよう、介護予防の必要性について、若い世代に対しても積極的に広報していきます。

②介護保険サービスに関する情報提供の推進

- ⌘ 高齢者数、認定者数（認定率）、サービス利用者数、給付実績、保険料収納率など介護保険実施状況及び見込量やサービス事業者に関する情報は、高齢者自身にとってはサービスの選択、適切な居宅介護支援、サービス事業者の円滑な参入において重要であるため、定期的な情報提供を行っていきます。
- ⌘ サービス事業者に対し、事業者内容の情報開示や自己評価などの情報登録の促進を図り、最新の情報提供に努めます。

③相談・受付体制の充実

- ⌘ 介護保険に関する相談や申請については、福祉介護課と地域包括支援センターが連携しながら、介護予防や各種地域支援事業を含めた予防給付に関する事業の紹介をしていきます。
- ⌘ 地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合相談や権利擁護などに的確・迅速な対応ができる体制の充実に努めます。
- ⌘ 町内の各種相談窓口との緊密な連携を図るとともに、高齢者を含む町民の多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、悩みや相談を受け止め相談支援・参加支援・地域づくりに向けたサービスを一体的かつ包括的に実施することのできる「重層的支援体制」の整備に向けた取り組みを推進していきます。

④要介護・要支援認定の適正な実施

- ⌘ 要介護・要支援認定の認定業務に携わる認定調査員、介護認定審査会委員の資質・専門性の向上が重要であるため、県において、適切な審査判定を行うために必要な知識、技術の習得を図るための研修を実施しています。本町においては、認定調査員に対し、県や関係機関との連携を図る中で、研修を継続的に実施し、資質・専門性の向上を図ります。

⑤介護人材の確保・資質の向上

- ⌘ 介護職の魅力や、介護者の負担への理解、事業所における介護者への配慮（介護離職の未然防止）、気軽に悩みを相談できる相手がいることなど、介護に関する総合的な理解について、広報をはじめ、職業安定所や商工会等の関連団体と協力しながら、多方面の機会をとらえて、啓発に取り組みます。
- ⌘ 高齢者福祉に関するサービス提供者、地域における見守り人材、高齢者に関する施策立案者など幅広い分野の人材育成に取り組むとともに、高齢者に関する町民の関心を高め、福祉に関心をもつ人材の裾野を広げます。

⑥業務効率化の取り組み・質の向上

- ⌘ 介護事業所の業務効率化の観点から、介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国が示す方針に基づき、申請様式・添付書類や手続の簡素化を推進していきます。
- ⌘ 介護現場へのロボット・ICT等の導入について、県と連携を図りながら検討し、介護現場の革新を図るとともに、質の向上に努めます。

⑦事業所における災害対策の推進

- ⌘ 近年の地震・台風等の大規模災害の頻発を受けて、町内で介護サービスを提供している事業所においても対応策を検討することが求められています。そのため、各事業所に対して利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を策定するよう指導します。
- ⌘ 避難確保に関する計画の内容や避難訓練の実施状況等について、定期的な確認に努めます。
- ⌘ 各事業所における災害対策を推進するため、事業所に対して、必要となる物資・機材・備蓄品等の確保について呼びかけます。

⑧事業所における感染症対策の推進

- ⌘ 新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大等を受けて、町内で介護サービスを提供している事業所においても対応策を検討することが求められています。そのため、介護事業所等に対して、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の備蓄に日頃から努めるよう啓発します。
- ⌘ 介護事業所等に対して、感染症発生時の対応策についてまとめた計画を策定するよう要請します。
- ⌘ 各事業所や県、保健所、医療機関等と連携しながら、感染症が発生したときにおいても、円滑にサービスを提供することのできる体制の整備・構築について検討を進めます。

介護給付適正化事業の実施【第6期介護給付適正化計画】

(1) 介護給付適正化計画策定の概要

介護給付適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるようにしていくことにあります。

このように介護給付の適正化を図ることは、利用者に対する適切な介護サービスの確保と不適切な給付の削減を通して費用の効率化につなげ、介護保険制度の持続可能性の保持に資するものです。

本町においても、少子高齢化のさらなる進行を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、もっている能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、包括的に生活を支援する基盤を整備し、維持することが必要です。

こうした現状を踏まえて、介護給付適正化の取り組みは一層重要性を増すと考えられることから、これまでの実施状況と国の方針を踏まえて、より効果的な介護給付適正化を図ることとします。

適正化事業の実施主体は保険者ですが、事業の実施にあたっては、広域的視点から保険者を支援する静岡県国保連介護給付適正化システムにより適正化事業の取り組みを支える静岡県国民健康保険団体連合会（国保連）と現状認識を共有し、連携のもと行うこととします。

(2) 第6期介護給付適正化計画の期間

「第6期介護給付適正化計画」の期間は、第9期介護保険事業計画と同様に、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。なお、計画期間の中間年には必要に応じて内容の検証を行い、「第6期介護給付適正化計画」の見直しをすることができるものとします。

(3) 第5期介護給付適正化計画の検証

①-1 認定調査の結果についての保険者による点検等

居宅介護支援事業所等へ委託している認定調査及び直営で行う認定調査について、介護認定審査会前までに事後点検を実施しました。

その結果、目標や手段の設定、目標達成に向けた取り組みは、適切・十分に行われました。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/見込値
認定調査の結果についての保険者による点検等	毎年度 委託・直営分とも全件実施		
	委託・直営分とも 306件全件実施	委託・直営分とも 451件全件実施	委託・直営分とも 437件全件実施

①-2 要介護認定の適正化に向けた取り組み

比較分析により、調査員研修等を実施しました。

その結果、目標や手段の設定、目標達成に向けた取り組みは、適切・十分に行われました。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/見込値
要介護認定の 適正化に向けた 取り組み	毎年度 「業務分析データ」等における 全国との比較分析及び格差是正等の取り組みの推進		
	「業務分析データ」等における全国との比較分析及び格差是正等の取り組みを推進	「業務分析データ」等における全国との比較分析及び格差是正等の取り組みを推進	「業務分析データ」等における全国との比較分析及び格差是正等の取り組みを推進

② ケアプランの点検

対象となるプランを選定し、書面及び対面により点検及び支援を実施しました。

その結果、目標や手段の設定、目標達成に向けた取り組みは、適切・十分に行われました。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/見込値
ケアプランの点検	毎年度 3件以上（対面）		
	3件（対面）	3件（対面）	3件（対面）

③-1 住宅改修の点検

施行前及び施工後の書面等による点検を全件行い、訪問による施行または施工後の点検を実施しました。

点検により、工事額の誤り等を発見し、給付費の削減につながりました。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/見込値
住宅改修の点検	毎年度 書面全件→訪問1件以上		
	全件訪問	全件訪問	全件訪問

③-2 福祉用具購入・貸与調査

購入・貸与とも年1回以上、事業者に対する問い合わせか介護支援専門員(ケアマネジャー)への確認を実施し、購入については、書面等による点検を全件実施しました。

その結果、疑義を生じるものについては、問い合わせや確認により点検することができました。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/見込値
ア) 事業者に対する問い合わせ イ) 利用者宅への訪問による実態調査	毎年度 購入・貸与とも ア)～ウ) のいずれかを実施 (年1件以上) 購入は、あわせて エ) を実施 貸与は、システム帳票「福祉用具貸与一覧表」の活用を検討		
ウ) 介護支援専門員への確認 エ) 書面等による点検	購入・貸与とも年1回以上 ア)か ウ)を実施し、購入については エ) を28件実施	購入・貸与とも年1回以上 ア)か ウ)を実施し、購入については エ) を33件実施	購入・貸与とも年1回以上 ア)か ウ)を実施し、購入については エ) を34件実施

④-1 縦覧点検

システム帳票のうち、算定回数制限縦覧チェック一覧表、重複請求縦覧チェック一覧表、居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表及び、単独請求明細書における準受付チェック一覧表の4帳票の点検等については国保連への業務委託により現状通り毎月実施し、連携の強化を図りました。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/見込値
縦覧点検	毎年度 ア)～エ) の4帳票の点検等を毎月実施 (国保連に委託)		
ア) 算定回数制限縦覧チェック一覧表 イ) 重複請求縦覧チェック一覧表 ウ) 居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表 エ) 単独請求明細書における準受付チェック一覧表について国保連への業務委託を実施	ア)～エ) の4帳票の点検等を毎月実施 (国保連に委託)	ア)～エ) の4帳票の点検等を毎月実施 (国保連に委託)	ア)～エ) の4帳票の点検等を毎月実施 (国保連に委託)

④-2 医療情報との突合

すべての突合区分における帳票の点検等について、国保連への業務委託を現状通り実施し、連携の強化を図りました。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/見込値
医療情報との突合	毎年度 帳票の点検等を毎月実施（国保連へ委託）		
	帳票の点検等を毎月実施 （国保連へ委託）	帳票の点検等を毎月実施 （国保連へ委託）	帳票の点検等を毎月実施 （国保連へ委託）

⑤ 介護給付費通知

居宅サービス費について、国保連への業務委託を現状通り実施し、年2回通知しました。毎回、数件の問い合わせがあり、給付費について認識も向上しました。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/見込値
介護給付費通知	毎年度 2回以上の通知（居宅サービス）		
	2回通知 （居宅サービス）	2回通知 （居宅サービス）	2回通知 （居宅サービス）

⑥ 給付実績の活用（システム帳票等）

システム帳票のうち、介護支援専門員（ケアマネジャー）あたり給付費管理票作成状況一覧表、支給限度額一定割合超過一覧表、認定調査状況と利用サービス不一致一覧表及び通所サービス請求状況一覧表について、毎年度1回以上の帳票に係る点検を実施しました。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/見込値
ア) 介護支援専門員あたり給付費管理票作成状況一覧表	毎年度 ア)～エ) の4帳票について毎年度1回以上の帳票に係る点検を実施		
イ) 支給限度額一定割合超過一覧表	ア)～エ) の4帳票について毎年度1回以上の帳票に係る点検を実施	ア)～エ) の4帳票について毎年度1回以上の帳票に係る点検を実施	ア)～エ) の4帳票について毎年度1回以上の帳票に係る点検を実施
ウ) 認定調査状況と利用サービス不一致一覧表	ア)～エ) の4帳票について毎年度1回以上の帳票に係る点検を実施	ア)～エ) の4帳票について毎年度1回以上の帳票に係る点検を実施	ア)～エ) の4帳票について毎年度1回以上の帳票に係る点検を実施
エ) 通所サービス請求状況一覧表の点検を実施	ア)～エ) の4帳票について毎年度1回以上の帳票に係る点検を実施	ア)～エ) の4帳票について毎年度1回以上の帳票に係る点検を実施	ア)～エ) の4帳票について毎年度1回以上の帳票に係る点検を実施

⑦ 要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

調査員の調査までの連絡調整を円滑に行い、申請から調査実施まで日数の短縮を図りました。また、認定調査員に対して作成した特記事項の修正や記載例を提示し、認定調査員の作成する調査票の質を高めることで、調査票の点検、修正に要する時間の短縮を図りました。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/実績値	上段/下段：目標値/見込値
要介護認定の申請から結果通知までの平均処理期間の短縮	毎年度 30.0 日以内		
	32.2 日	35.4 日	34.0 日

(4) 第6期介護給付適正化計画の取り組み方針と目標

①-1 認定調査の結果についての保険者による点検等

居宅介護支援事業所等へ委託している認定調査及び直営で行う認定調査について、介護認定審査会前までに事後点検を、継続して実施します。

項目	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
認定調査の結果についての保険者による点検等	委託・直営分とも 全件実施	委託・直営分とも 全件実施	委託・直営分とも 全件実施

①-2 要介護認定の適正化に向けた取り組み

比較分析により、調査員研修等を、継続して実施します。

項目	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
要介護認定の適正化に向けた取り組み	「業務分析データ」等における全国との比較分析及び格差是正等の取り組みを推進	「業務分析データ」等における全国との比較分析及び格差是正等の取り組みを推進	「業務分析データ」等における全国との比較分析及び格差是正等の取り組みを推進

② ケアプランの点検

対象となるプランを選定し、書面及び対面により点検及び支援を、継続して実施します。

項目	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
ケアプランの点検	3件以上（対面）	3件以上（対面）	3件以上（対面）

③-1 住宅改修の点検

施行前及び施工後の書面等による点検を全件行い、高額なもの、複雑なもの、写真では分かりにくいもの等から選定し、訪問による施行または施工後の点検を、継続して実施します。

項目	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
住宅改修の点検	全件訪問	全件訪問	全件訪問

③-2 福祉用具購入・貸与調査

購入・貸与とも年1回以上、事業者に対する問い合わせか介護支援専門員（ケアマネジャー）への確認を実施し、購入については、書面等による点検を全件、継続して実施します。

項目	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
ア) 事業者に対する問い合わせ イ) 利用者宅への訪問による実態調査 ウ) 介護支援専門員への確認 エ) 書面等による点検	<ul style="list-style-type: none"> ●購入・貸与とも ア)～ウ)のいずれかを実施（年1件以上） ●購入は、あわせて エ)を実施 ●貸与は、システム帳票「福祉用具貸与一覧表」の活用を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●購入・貸与とも ア)～ウ)のいずれかを実施（年1件以上） ●購入は、あわせて エ)を実施 ●貸与は、システム帳票「福祉用具貸与一覧表」の活用を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●購入・貸与とも ア)～ウ)のいずれかを実施（年1件以上） ●購入は、あわせて エ)を実施 ●貸与は、システム帳票「福祉用具貸与一覧表」の活用を検討

④-1 縦覧点検

システム帳票のうち、算定回数制限縦覧チェック一覧表、重複請求縦覧チェック一覧表、居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表及び、単独請求明細書における準受付チェック一覧表の4帳票の点検等については国保連への業務委託により現状通り毎月実施し、連携の強化を継続して図ります。

項目	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
縦覧点検 ア) 算定回数制限縦覧チェック一覧表 イ) 重複請求縦覧チェック一覧表 ウ) 居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表 エ) 単独請求明細書における準受付チェック一覧表について国保連への業務委託を実施	ア)～エ)の4帳票の点検等を毎月実施（国保連に委託）	ア)～エ)の4帳票の点検等を毎月実施（国保連に委託）	ア)～エ)の4帳票の点検等を毎月実施（国保連に委託）

④-2 医療情報との突合

すべての突合区分における帳票の点検等について、国保連への業務委託を現状通り実施し、連携の強化を、継続して図ります。

項目	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
医療情報との突合	帳票の点検等を毎月実施（国保連へ委託）	帳票の点検等を毎月実施（国保連へ委託）	帳票の点検等を毎月実施（国保連へ委託）

⑤ 介護給付費通知

居宅サービス費について、国保連への業務委託を現状通り実施し、年2回以上通知します。

項目	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
介護給付費通知	2回以上通知 (居宅サービス)	2回以上通知 (居宅サービス)	2回以上通知 (居宅サービス)

⑥ 給付実績の活用（システム帳票等）

システム帳票のうち、介護支援専門員（ケアマネジャー）あたり給付費管理票作成状況一覧表、支給限度額一定割合超過一覧表、認定調査状況と利用サービス不一致一覧表及び通所サービス請求状況一覧表について、毎年度1回以上の帳票に係る点検を、継続的に実施します。

項目	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
ア) 介護支援専門員あたり給付費管理票作成状況一覧表			
イ) 支給限度額一定割合超過一覧表	ア)～エ)の4帳票について毎年度1回以上の帳票に係る点検を実施	ア)～エ)の4帳票について毎年度1回以上の帳票に係る点検を実施	ア)～エ)の4帳票について毎年度1回以上の帳票に係る点検を実施
ウ) 認定調査状況と利用サービス不一致一覧表			
エ) 通所サービス請求状況一覧表の点検を実施			

⑦ 要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

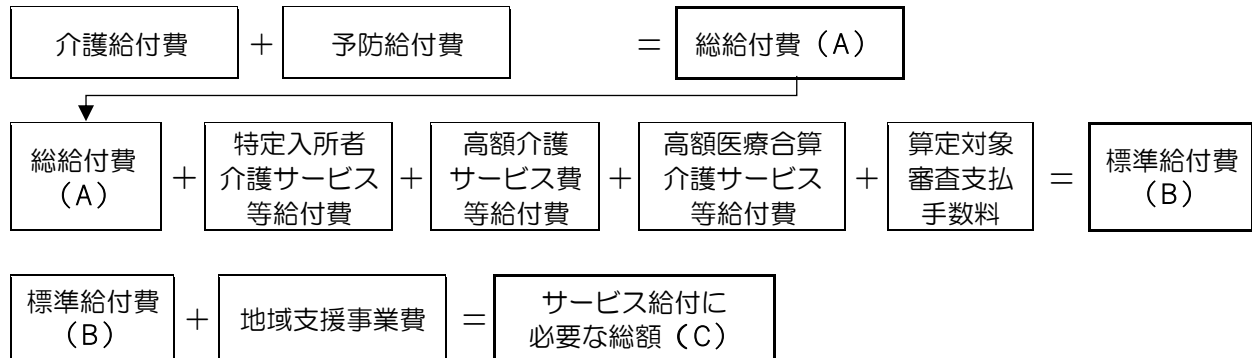
調査員の調査までの連絡調整を円滑に行い、申請から調査実施まで日数の短縮を検討します。また、認定調査員に対して作成した特記事項の修正や記載例を提示し、認定調査員の作成する調査票の質を高めることで、調査票の点検、修正に要する時間の短縮を図ります。

項目	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
要介護認定の申請から結果通知までの平均処理期間の短縮	30.0日	30.0日	30.0日

介護保険料の算出

(1) 保険料給付費の推計

介護報酬の改定を反映させた介護保険事業に係る給付費の見込は、以下の算式で算出され、第9期計画期間のサービス給付に必要な総額 (C) は3,113,838,400円となります。



①介護給付費

単位：円	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	令和22年度
(1) 居宅サービス					
①訪問介護	65,027,000	66,137,000	66,850,000	198,014,000	68,917,000
②訪問入浴介護	6,111,000	6,119,000	6,119,000	18,349,000	6,841,000
③訪問看護	19,241,000	19,265,000	19,265,000	57,771,000	18,651,000
④訪問リハビリテーション	1,909,000	1,911,000	1,911,000	5,731,000	1,911,000
⑤居宅療養管理指導	3,412,000	3,416,000	3,416,000	10,244,000	3,528,000
⑥通所介護	83,218,000	84,936,000	86,193,000	254,347,000	82,530,000
⑦通所リハビリテーション	31,226,000	32,208,000	33,718,000	97,152,000	35,195,000
⑧短期入所生活介護	40,000,000	40,962,000	42,018,000	122,980,000	42,684,000
⑨短期入所療養介護	13,462,000	13,479,000	13,246,000	40,187,000	14,639,000
⑩福祉用具貸与	19,319,000	19,197,000	20,160,000	58,676,000	19,713,000
⑪特定福祉用具購入費	677,000	677,000	677,000	2,031,000	677,000
⑫住宅改修	1,063,000	1,063,000	1,063,000	3,189,000	1,063,000
⑬特定施設入居者生活介護	53,760,000	53,828,000	53,828,000	161,416,000	46,053,000
(2) 地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	43,180,000	44,344,000	45,080,000	132,604,000	44,917,000
④認知症対応型通所介護	2,986,000	2,989,000	2,989,000	8,964,000	2,989,000
⑤小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
⑥認知症対応型共同生活介護	24,201,000	24,232,000	24,232,000	72,665,000	21,074,000
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
⑨看護小規模多機能型居宅介護	19,882,000	22,028,000	22,028,000	63,938,000	23,117,000
(3) 施設サービス					
①介護老人福祉施設	301,741,000	302,123,000	302,123,000	905,987,000	317,362,000
②介護老人保健施設	117,312,000	120,720,000	123,892,000	361,924,000	118,524,000
③介護医療院	13,241,000	28,234,000	28,234,000	69,709,000	28,234,000
(4) 居宅介護支援	36,921,000	37,197,000	38,182,000	112,300,000	36,133,000
介護給付費計	897,889,000	925,065,000	935,224,000	2,758,178,000	934,752,000

②介護予防給付費

単位：円	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	令和22年度
(1) 介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	2,163,000	2,166,000	2,166,000	6,495,000	2,166,000
③介護予防訪問リハビリテーション	532,000	533,000	533,000	1,598,000	533,000
④介護予防居宅療養管理指導	147,000	147,000	147,000	441,000	98,000
⑤介護予防通所リハビリテーション	1,941,000	1,944,000	1,944,000	5,829,000	1,944,000
⑥介護予防短期入所生活介護	410,000	410,000	410,000	1,230,000	0
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
⑧介護予防福祉用具貸与	2,021,000	2,082,000	2,082,000	6,185,000	1,859,000
⑨特定介護予防福祉用具購入費	180,000	180,000	180,000	540,000	180,000
⑩介護予防住宅改修	840,000	840,000	840,000	2,520,000	840,000
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	2,405,000	2,408,000	2,408,000	7,221,000	2,408,000
(2) 地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	1,960,000	1,963,000	2,020,000	5,943,000	1,851,000
介護予防給付費計	12,599,000	12,673,000	12,730,000	38,002,000	11,879,000

総給付費 (A) (介護給付費 + 介護予防給付費)	910,488,000	937,738,000	947,954,000	2,796,180,000	946,631,000
-------------------------------	-------------	-------------	-------------	---------------	-------------

③標準給付費

単位：円	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	令和22年度
総給付費	910,488,000	937,738,000	947,954,000	2,796,180,000	946,631,000
特定入所者介護サービス費等給付額	35,017,897	35,478,792	35,964,802	106,461,491	33,504,785
特定入所者介護サービス費等給付額	34,530,442	34,940,705	35,419,344	104,890,491	33,504,785
見直しに伴う財政影響額	487,455	538,087	545,458	1,571,000	0
高額介護サービス費等給付額	21,290,830	21,573,954	21,869,488	64,734,272	20,340,272
高額介護サービス費等給付額	20,962,933	21,211,998	21,502,573	63,677,504	20,340,272
見直しに伴う財政影響額	327,897	361,956	366,915	1,056,768	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,264,749	2,291,657	2,323,049	6,879,455	2,197,479
算定対象審査支払手数料	521,180	527,390	534,612	1,583,182	505,724
審査支払手数料支払件数 (件)	11,330	11,465	11,622	34,417	10,994
標準給付費見込額 (B)	969,582,656	997,609,793	1,008,645,951	2,975,838,400	1,003,179,260

④地域支援事業費

単位：円	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	令和22年度
地域支援事業費	46,000,000	46,000,000	46,000,000	138,000,000	35,251,266
介護予防・日常生活支援総合事業費	29,270,000	29,270,000	29,270,000	87,810,000	20,799,075
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	11,030,000	11,030,000	11,030,000	33,090,000	8,752,191
包括的支援事業(社会保障充実分)	5,700,000	5,700,000	5,700,000	17,100,000	5,700,000

⑤サービス給付費総額

単位：円	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	令和22年度
サービス給付費総額 (C) (標準給付費 + 地域支援事業費)	1,015,582,656	1,043,609,793	1,054,645,951	3,113,838,400	1,038,430,526

(2) 第1号被保険者の保険料の推計

①介護保険サービスの財源構成

第1号被保険者の算定基準は、介護保険事業において、法定サービス（介護サービス、予防サービス、高額介護サービス、地域支援事業等）を実施していく際の給付費（総事業費の90%）が、提供されるサービスの水準によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの利用者負担分（10%^{※1}）を除いたサービス給付費について、原則として50%を被保険者の保険料で負担し、残りの50%を公費で負担します。

また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者（65歳以上）、27%を第2号被保険者（40～64歳）が負担することになります。

【介護保険サービスの財源構成】

標準給付費（総事業費の90%）						利用者負担 総事業費 の10%
保険料 50%			公費 50% ^{※2}			
第1号被保険者 保険料 23%	第2号被保険者 保険料 27%	調整交付金 5% 全国標準	国	県	町	
			20% 定率	12.5% 定率	12.5% 定率	

※1 一定以上の所得のある方の介護サービスの利用者負担分の割合は、所得に応じて20%または30%となります。

※2 施設等給付費に係る公費負担割合は、国が15%（定率）、県が17.5%（定率）、町が12.5%（定率）となります。

※ 総合事業を除く地域支援事業に第2号被保険者の負担はなく、その分を国が1/2、県が1/4、町が1/4負担します。

②保険料収納必要額の算定

保険料については、計画期間のサービス給付に必要な総額を基に算定します。

本町の第9期計画期間におけるサービス給付に必要な総額（標準給付費＋地域支援事業費）は3,113,838,400円になります。この額に第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じ、「調整交付金相当額^{※1}」、「調整交付金見込額^{※1}」、「財政安定化基金^{※2} 拠出見込額」、「財政安定化基金償還金」、「準備基金取崩額」を算出して、保険料収納必要額を計算します。

	標準給付費見込額 2,975,838,400円	+	地域支援事業費 138,000,000円	×	第1号被保険者負担割合 23.0%
+	調整交付金相当額 ^{※1} 標準給付費額の5.0% 153,182,420円	-	調整交付金見込額 ^{※1} 212,908,000円	+	財政安定化基金 ^{※2} 拠出見込額 0円
+	市町村特別給付 4,000,000円	-	準備基金取崩額 64,800,000円	=	保険料収納必要額 595,657,252円

※1 調整交付金の交付割合（%）の全国平均は5%ですが、市町村の後期高齢者や所得水準により、交付割合（%）が増減します。

※2 市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加等で赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のことで、このために市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と都道府県それぞれが市町村と同額を負担することになっています。

③第1号被保険者の保険料

人口推計に基づき、第9期計画期間における本町の第1号被保険者は3年間で延べ8,306人と推計されます。これに、保険料の算出のため、所得段階別加入者数について基準額に対する割合の補正を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	令和22年度
第1号被保険者数	2,808人	2,771人	2,727人	8,306人	2,267人
前期高齢者(65～74歳)	1,130人	1,045人	962人	3,137人	934人
後期高齢者(75歳以上)	1,678人	1,726人	1,765人	5,169人	1,333人

	基準所得金額	所得段階別加入者数								基準額に対する割合 R6～R8
		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和22年度		
第1段階		378人	13.5%	373人	13.5%	367人	13.5%	305人	13.5%	0.455
第2段階		372人	13.2%	367人	13.2%	361人	13.2%	300人	13.2%	0.685
第3段階		323人	11.5%	319人	11.5%	314人	11.5%	261人	11.5%	0.690
第4段階		191人	6.8%	188人	6.8%	185人	6.8%	154人	6.8%	0.900
第5段階		503人	17.9%	495人	17.9%	489人	17.9%	405人	17.9%	1.000
第6段階		533人	19.0%	526人	19.0%	518人	19.0%	431人	19.0%	1.200
第7段階	120万円	328人	11.7%	324人	11.7%	319人	11.7%	265人	11.7%	1.300
第8段階	210万円	96人	3.4%	95人	3.4%	93人	3.4%	78人	3.4%	1.500
第9段階	320万円	32人	1.1%	32人	1.1%	31人	1.1%	26人	1.1%	1.700
第10段階	420万円	19人	0.7%	19人	0.7%	18人	0.7%	15人	0.7%	1.900
第11段階	520万円	8人	0.3%	8人	0.3%	8人	0.3%	7人	0.3%	2.100
第12段階	620万円	6人	0.2%	6人	0.2%	6人	0.2%	5人	0.2%	2.300
第13段階	720万円	19人	0.7%	19人	0.7%	18人	0.7%	15人	0.7%	2.400
計	-	2,808人	100.0%	2,771人	100.0%	2,727人	100.0%	2,267人	100.0%	

単位：人	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
所得段階別加入割合補正後被保険者数	2,701人	2,667人	2,623人	7,991人

算出された保険料収納必要額(595,657,252円)に、これまでの実績に基づき予定保険料収納率を98.6%と見込み、所得段階別割合補正後の数値を用いて保険料基準額を算出します。

第9期計画(令和6年度～令和8年度)においては、第1号被保険者の高齢者総数は増加し続けますが、総合的に給付費の伸びが高齢者の増加数を上回ることなどの要因から、介護保険料基準月額は6,300円となります。

<table border="1"> <tr><th>保険料収納必要額</th></tr> <tr><td>595,657,252円</td></tr> </table>	保険料収納必要額	595,657,252円	÷	<table border="1"> <tr><th>予定保険料収納率</th></tr> <tr><td>98.6%</td></tr> </table>	予定保険料収納率	98.6%	÷	<table border="1"> <tr><th>所得段階別加入割合補正後被保険者数(3年間分)</th></tr> <tr><td>7,991人</td></tr> </table>	所得段階別加入割合補正後被保険者数(3年間分)	7,991人
保険料収納必要額										
595,657,252円										
予定保険料収納率										
98.6%										
所得段階別加入割合補正後被保険者数(3年間分)										
7,991人										
≡										
<table border="1"> <tr><th>保険料基準 年額</th></tr> <tr><td>75,600円</td></tr> </table>	保険料基準 年額	75,600円	⇒	<table border="1"> <tr><th>保険料基準 月額</th></tr> <tr><td>6,300円</td></tr> </table>	保険料基準 月額	6,300円				
保険料基準 年額										
75,600円										
保険料基準 月額										
6,300円										

【第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料】

所得段階	対象となる方	保 険 料		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の人	0.455	2,867円	34,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額80万円を超え、120万円以下の人	0.685	4,316円	51,800円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額120万円を超える人	0.690	4,347円	52,200円
第4段階	世帯課税だが、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.900	5,670円	68,000円
第5段階 (基準)	世帯課税だが、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	1.000	6,300円	75,600円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	7,560円	90,700円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	8,190円	98,200円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	9,450円	113,400円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700	10,710円	128,500円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	11,970円	143,600円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	13,230円	158,700円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	14,490円	173,800円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.400	15,120円	181,400円

※年額の100円未満を繰下げ、繰上げをしています。

【第8期計画から第9期計画への月額基準保険料の推移】

第8期保険料月額	⇒	第9期保険料月額	増減率
6,500円		6,300円	-3.1%

なお、第9期計画では、第1号被保険者の介護保険料について、給付費に対する5割の公費負担とは別に公費を投入し、次の通り低所得者の方の保険料が軽減されます。

期 間	対象となる 所得段階	保険料基準額に 対する保険料率	月額	年額
令和6年4月～令和9年3月	第1段階	0.455 ⇒ 0.285	1,796円	21,600円
	第2段階	0.685 ⇒ 0.485	3,056円	36,700円
	第3段階	0.690 ⇒ 0.685	4,316円	51,800円

第5章 計画の推進体制

1 情報提供

高齢者やその家族に、本計画や各支援・サービスについて、広報紙や町ホームページ、パンフレット等を活用して広く周知していくとともに、医療機関や民生委員児童委員等と連携し、支援・サービスを必要としている高齢者が必要な情報を得ることができ、必要な支援・サービスを受けることのできる体制づくりを推進していきます。

2 相談体制

本町では、河津町地域包括支援センターを高齢者の総合相談窓口として位置づけ、高齢者からの多岐に渡る相談を受け付ける体制を整備しています。窓口での相談だけでなく、電話相談や訪問相談にも対応することで、役場までの移動が難しい高齢者からの相談も受けられるようにしています。また、高齢者の家族介護者からの相談も受け付けています。相談には、保健師や主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)、社会福祉士等の資格をもつ職員が応じ、専門的なアドバイスを行います。また、相談内容に応じて、必要となる支援を行う関係機関へと相談者をつなぐことにより、課題解決に至るまでのフォローに努めます。

3 連携体制

本計画を推進していくためには、行政のみならず、サービス提供事業者や医療機関、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア等の様々な主体が連携・協働のもとで取り組んでいくことが必要不可欠です。支援を必要としている高齢者が支援の網の目から漏れてしまうことのないよう、関係機関と高齢者に関する情報を共有し、支援・サービスの利用へとつなげていきます。また、高齢者を支援する現場の声に耳を傾けることによって、行政とは違った視点でのニーズ・課題の把握に努めます。加えて、本町だけでは対応しきれない支援・サービス等については、近隣市町との広域的な連携による対応に努めます。

資料編

1 河津町高齢者保健福祉計画等策定委員会名簿

所属・役職名等	氏名
医療機関代表	鈴木 和 重
区長会 会長	稲 葉 壽 英
シニアクラブ河津 会長	○ 飯 田 重 久
民生委員児童委員協議会 会長	◎ 菊 池 利 定
民生委員児童委員協議会（高齢者福祉部会長）	杉 井 清
社会福祉協議会 事務局長	村 田 勝 城
サンシニア河津 施設長	真 下 和 人
河津おもと苑 支援相談員	石 井 樹
看護小規模多機能型居宅介護今井浜 管理者	高 橋 典 子
介護福祉士	齋 藤 文 子
家族介護者代表	宮 崎 啓 次
町福祉介護課 課長	土 屋 勉

◎：会長

○：副会長

2 河津町高齢者保健福祉計画等策定委員会設置要綱

平成11年4月17日要綱第17号

改正

平成30年3月30日要綱第10-2号

令和4年3月24日要綱第18号

河津町高齢者保健福祉計画等策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条

河津町における高齢者のニーズと将来必要な保健福祉サービスの量を明らかにし、保健福祉サービスの現状や課題を踏まえ、将来必要とされるサービス提供体制を整備するための計画を協議するため、河津町高齢者保健福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の策定に関すること。
- (2) 介護保健事業計画の策定に関すること。

(組織)

第3条

委員会の委員は、17人以内とし、委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係団体等の代表者
- (2) 地域住民組織の代表者
- (3) 一般町民
- (4) 知識・経験を有する者
- (5) 行政機関の職員

(任期)

第4条

委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の完了までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 4 委員長が特に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は福祉介護課で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(河津町高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

- 2 河津町高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱（平成5年河津町要綱第8号）は、廃止する。

附 則（平成30年3月30日要綱第10-2号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日要綱第18号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

河 津 町

第 10 次高齢者保健福祉計画

第 9 期介護保険事業計画

第 6 期介護給付適正化計画

(令和 6 年度～令和 8 年度)

令和 6 年 3 月

発行・編集 河津町 福祉介護課

〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中212-2

電 話／0558-36-3232

F A X／0558-34-1811
